

川崎市認可保育所
子ども・子育て支援制度

令和8年度
公定価格・市加算等
手引き



令和8年3月版

川崎市 こども未来局
保育第1課

目次

第1章 主な改正点等について	1
1.1 公定価格.....	1
1.2 市加算運営費.....	7
1.3 その他.....	7
第2章 給付費について	9
2.1 給付費の概要.....	9
2.2 給付費等の請求と支払い.....	9
2.3 年度当初の請求と支払い.....	10
2.4 給付費等の実績報告.....	11
2.5 各種加算等における暫定的取扱い.....	12
2.6 各種加算の優先順位等.....	16
第3章 保育士等の配置基準について	18
3.1 保育士等の配置基準.....	18
3.2 常勤保育士の定義とスポットワーク.....	21
3.3 保育士配置に係る特例.....	21
第4章 公定価格について	27
4.1 地域区分等.....	27
4.1.1 地域区分.....	27
4.1.2 定員区分.....	27
4.1.3 認定区分.....	27
4.1.4 年齢区分.....	27
4.1.5 保育必要量区分.....	27
4.2 基本部分.....	28
4.2.1 基本分単価.....	28
4.3 基本加算部分.....	30
4.3.1 処遇改善等加算.....	30
4.3.2 3歳児配置改善加算.....	31
4.3.3 4歳以上児配置改善加算.....	31
4.3.4 1歳児配置改善加算.....	32
4.3.5 休日保育加算.....	32

4.3.6	夜間保育加算	33
4.3.7	減価償却費加算	34
4.3.8	賃借料加算	34
4.3.9	チーム保育推進加算	35
4.3.10	副食費徴収免除加算	36
4.4	加減調整部分	37
4.4.1	分園の場合	37
4.4.2	施設長を配置していない場合	38
4.4.3	土曜日に閉所する場合	38
4.5	乗除調整部分	39
4.5.1	定員を恒常的に超過する場合	39
4.6	特定加算部分	41
4.6.1	主任保育士専任加算	41
4.6.2	療育支援加算	42
4.6.3	事務職員雇上費加算	43
4.6.4	冷暖房費加算	44
4.6.5	栄養管理加算	44
4.7	3月のみの加算項目	46
4.7.1	高齢者等活躍促進加算	46
4.7.2	施設機能強化推進費加算	48
4.7.3	小学校接続加算	49
4.7.4	第三者評価受審加算	50

第5章 市加算運営費について..... 52

5.1	給食費	52
5.2	行事用給食費	52
5.3	冷暖房費	52
5.4	特別扶助費	53
5.5	一般生活費	53
5.6	児童災害共済掛金	53
5.7	市主任保育士専任加算	53
5.8	障害児保育費認定	54
5.9	補足給付費	55
5.10	衛生管理加算	55
5.11-1	延長保育費 基本分・加算分	56
5.11-2	延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分	57

5.11-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分	57
5.11-4 延長保育費 配置改善加算分	58
5.12 休憩休息保育士雇用費	58
5.13 年休代替保育士雇用費	59
5.14 看護師雇用補助費.....	59
5.15 調理員雇用費.....	60
5.16 事務職員雇用費	60
5.17 週 40 時間勤務保障保育士雇用費.....	60
5.18 産休明け保育対応保育士雇用費.....	61
5.19 産休等代替臨時職員雇用費.....	61
5.20 市処遇改善等加算Ⅱ	62
5.21 市処遇改善等加算Ⅲ	62
5.22 指導用給食費.....	62
5.23 物価高騰対応加算（給食費）	62
5.24 嘱託医手当.....	64
5.25 入園前健康診断手当	65
5.26 歯科検診事業費	65
5.27 市第三者評価受審加算	66
5.28 地域活動事業費	66
5.29 市休日保育加算（障害児受入分）	67
5.30 市賃借料加算.....	67

第 6 章 補助金等について..... 69

6.1 保育士等宿舍借り上げ支援事業.....	69
6.2 保育体制強化事業補助金.....	71
6.3 ICT 化推進事業補助金	73
6.4 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金.....	76
6.5 定員超過補助者雇上費補助金	79
6.6 開設時入園前健康診断手当.....	81
6.7 川崎市サテライト型小規模保育事業補助金	83
6.8 施設整備借入金返済補助金.....	83
6.9 土地借地料助成金.....	83
6.10 一時保育事業.....	84
6.11 年度限定保育事業.....	87

巻末 公定価格 別表第 2（抜粋） 92

●本手引きの活用について

本手引きは、各種給付、補助金についての説明をひとつの冊子にまとめたものです。保育所の運営のため支給される公定価格をはじめとして各種給付等について網羅していますが、活用にあたっては次の点に注意してください。

- ・ 各種加算や手続きの記載は、概要にとどまる場合があります。詳細については、当該項目に応じて記載している関連する【通知】や【参考資料】を参照してください。（手引き中の【通知】等については、手軽に確認できるようにWebリンクを設定してます。）
- ・ 申請が必要な加算や具体的なスケジュール、及び内容の変更等については、後日、本市からメールにより案内しますので、確認もれのないよう注意してください。

●本手引き中の「年度表記」について

4月1日を基準日として、概ね次のルールにより年度を表記しています。

- ・ 新年度... 当年4月1日から当年6月30日まで
- ・ 現年度... 当年7月1日から翌年3月31日まで
- ・ 前年度... 前年4月1日から当年3月31日まで

※ 「年度」とは、原則として4月1日から翌年3月31日までの期間を指します。

第1章 主な改正点等について

※ 一部を除き、令和8年度に予定される改正内容となります。

1.1 公定価格 ※以下、国の令和8年度予算資料より

(1) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し【改正】

年齢別配置基準を20:1から15:1とする3歳児に係る職員配置については、当分の間適用しないこととする経過措置の期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

(2) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実【改正】

- 定員40人以下の保育所の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、1名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入する。
- なお、単価の積算上は、週5日、1日当たり4時間の配置を想定。

(3) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設【新設】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。
- 減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める研修・訓練等が実施されていない、安全計画の内容が保護者へ周知されていない、安全計画の見直しや必要に応じた変更が行われていない状況にある場合は、それらの状況のうちいずれかが1年継続した日の翌月（1日の場合はその月）から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は児童1人あたり1,350円/月とする。

適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A			○																					
施設B																								
施設C																								

→ 3.1 安全計画・業務継続計画等の策定について

(4) 施設機能強化推進費加算の充実【改正】

- 保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。

- ・事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組の促進を図る。
- ・単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分するとともに、単価の調整を行う。

→ [4.4【参考資料】施設機能強化推進費加算の対象物品について](#)

(5) 療育支援加算の要件見直し【改正】

主任専任加算の対象施設において主任保育士等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する療育支援加算について、次の要件を見直すことを必要とする見直しを行う。

- 対象となる障害児の把握を行う。
- 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。
- 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。
- 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。
 - ① 家族からの相談を受け付ける体制の構築
 - ② 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組
 - ③ ①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知
- 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

※ 本件の詳細につきましては、国の留意事項通知等の発出後に改めてお知らせいたします。

(6) 障害児保育の充実のための専門職の活用等①（療育支援加算の区分の追加）【改正】

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、**関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図る**ため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。

・ **専門職（※）を配置する又は派遣を受けるための費用**を算定できる新たな区分を設ける。

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。いずれも子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育及び助言の経験」は、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言を業務としていた経験をいう。なお、看護師又は准看護師を配置する又は派遣を受ける場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

・取組内容として、

- ① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化、
- ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有、
- ③ 障害のあるこどもの家族への助言・相談支援、
- ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組等を求める（取組の必須化）。

- 令和7年度において療育支援加算を算定している施設・事業所については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

単価表

■幼稚園、保育所、認定こども園		
療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
※ 主任保育士等の代替職員の配置		
➔		
療育支援加算	代替職員配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	専門職配置等	A：月60時間以上（1週に2日程度を想定） B：月90時間以上（1週に3日程度を想定）
※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。 ※専門職配置等のBは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能。		
■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業		
新設 ➔		
療育支援加算	A：月30時間以上（1週に1日程度を想定） B：月60時間以上（1週に2日程度を想定）	
※Bは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能とする。		

（7）障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）【新設】

※本市、条例改正後に取り扱いを開始する予定。

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- 保育所では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

(保育所におけるみなし保育士等に係る特例)

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が3人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
(②)こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が1人となる場合には、2人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③)幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
(④)8時間超え開所の場合の保育士みなし特例	8時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
新	
(⑤)専門職の保育士みなし特例	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤で看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たってはそれぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

(8)「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設【新設】

○ 子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、**当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。**

○ **減算の適用は、報告期限から3か月以上経過しており、**

- ・ 経営情報の報告が行われていない場合や
- ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、**都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合(※)に、期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。**なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。

(※) 修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、当初の指摘から概ね1か月が超過した翌月から、減算を適用することができる(「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする)。

○ 減算額は基本分単価に5%を乗じた額とする。

※ 令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。



➔ 4.6 ここ de サーチについて

(9) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し【改正】

- 令和8年度からこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が全国で実施される。同事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する重要な事業であり、各地域における質の高い提供体制の確保に向けて、日々教育・保育に取り組む幼稚園、保育所、認定こども園等において積極的な実施が進められることが期待される。
- 主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算及び高齢者等活躍促進加算における複数事業等実施要件について、**乳児等通園支援事業**の実施を選択肢の一つに追加し、実施の促進を図る。

加算	現行の複数事業等実施要件
主任保育士専任加算 事務職員雇上費加算	i 延長保育事業 ii 一時預かり事業 iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用 v 障害児が1人以上利用 vi 災害等が発生した場合の取組の体制整備等 ④ 乳児等通園支援事業
高齢者等活躍促進加算	i 延長保育事業 ii 一時預かり事業 iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用 v 障害児が1人以上利用 ④ 乳児等通園支援事業

※ その他、公定価格上において、保育ICT推進加算（仮称）の創設についての公表がありましたが、現時点で示されている加算要件では、本市では加算対象となる施設はないと思われるため、ここでは説明を省略いたします。こども家庭庁から詳細が示され、本市に加算の対象となる施設があると判断された場合には、改めてご案内をいたします。

1.2 市加算運営費

(1) 障害児保育費認定

令和8年度から、前年度に「その1（書類による認定）」で認定を受けた子どもに限り、当年度の仮認定の扱いとして4月から請求ができるものとします。（事前に連絡が必要です。）

⇒ 詳しくは本手引き P.55 を参照

1.3 その他

(1) 川崎市 ICT 化推進事業補助金の拡充

令和8年度から、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の新たな購入に係る費用の一部を補助します。（過去に ICT 化推進事業補助金を活用し、システムの導入を行っている園も申請することができます。）

⇒ 詳しくは本手引き P.74 を参照してください。

(2) こども性暴力防止法の施行

令和8年12月25日に「こども性暴力防止法」が施行されます。本法の施行に伴い、こどもの権利を侵害し、心身の発達に深刻な影響を及ぼし得る性暴力等の発生を防止するため、保育所設置者は、こどもと接する業務に従事する者について「犯罪事実確認」を行うことをはじめ、各種の安全確保措置等を講ずることが求められます。

→ [詳しくは本市予算事務説明会 HP の第2部 2.1「こども性暴力防止法施行等について」を参照](#)

(3) 保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の拡充

令和8年度より「補助対象期間」及び「補助額」について変更があります。変更の詳細につきましては、別途ご用意している川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページ（下記 URL 参照）に掲載しております。「令和8年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業について」の資料をご確認ください。また、特設ページでは、変更内容の他、制度の詳細や申請様式・申請マニュアル等を掲載しています。

【川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページ URL】（随時更新）

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

(4) 前年度の主な改正

No	名称	種別	内容
1	1歳児配置改善加算	公定価格	6対1から5対1に1歳児の配置改善を行うため加算
2	定員超過減算の要件の見直し	公定価格	利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、令和7年度より5年間の期間を2年間に見直し
3	定員区分の細分化	公定価格	定員60人以下の保育所等に係る定員区分の細分化
4	主任保育士専任加算の要件見直し	公定価格	複数実施要件に災害対応関係の選択要件を追加
5	延長保育費 配置改善加算分	市加算	延長保育の配置改善に係る経費として加算
6	物価高騰対応加算	市加算	物価高騰に伴う給食費の負担抑制のため加算
7	手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金 創設	補助金	保護者・保育士の負担軽減に資する取組を行っている事業所に対して、手ぶらで登園にかかる導入経費を補助するもの

第2章 給付費について

2.1 給付費の概要

本市における給付費とは、民間認可保育所に対して、保育施設の基準を満たした運営を行うために要する経費及び利用する子どもの処遇向上、施設職員の待遇改善、施設経営の安定化等を図るために要する経費の支給を行うための仕組みであり、国の定める保育に要する費用の額の算定に関する基準等（国基準）に規定される公定価格と、本市が独自に設けている市加算運営費により構成されます。

給付費

・公定価格(国基準)

基本分単価、処遇改善等加算、1歳児配置改善加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、休日保育加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、副食費徴収免除加算、施設長未配置減算、土曜閉所減算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算 等

・市加算運営費

旧市加算分、延長保育費、市職員雇用費、嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費、地域活動事業費 等

2.2 給付費等の請求と支払い

給付費については、法令に基づき毎月の支払いを行うこととなっており、本市における毎月の支払日は、原則として20日または25日です。請求期日は、各支払日の概ね10日または11日前（土日祝日除く）までです。

各施設は、請求ソフトを用いて算出された支給額を電子申請により請求期日までに請求することとなります。本市においては、委託先の川崎市事務処理センターが一次審査、保育第1課が二次審査を行っており、内容不備について修正を依頼する場合があります。そのため、各種請求については、できるかぎり余裕をもって請求するとともに、修正を要する場合には、速やかな対応をお願いいたします。

なお、本市の審査が完了次第、各施設に審査結果をお送りいたしますので、届き次第、速やかに所定の請求書を川崎市まで送付してください。

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、(当月払) + (追加払) の合計金額
- 毎月の支払日は、原則20日 or 25日
- 提出期限及び支払日は各月の土、日、祝日等の影響で前後する場合がありますため、注意が必要

	請求内容	請求ソフトへの入力事項
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

【注意事項】

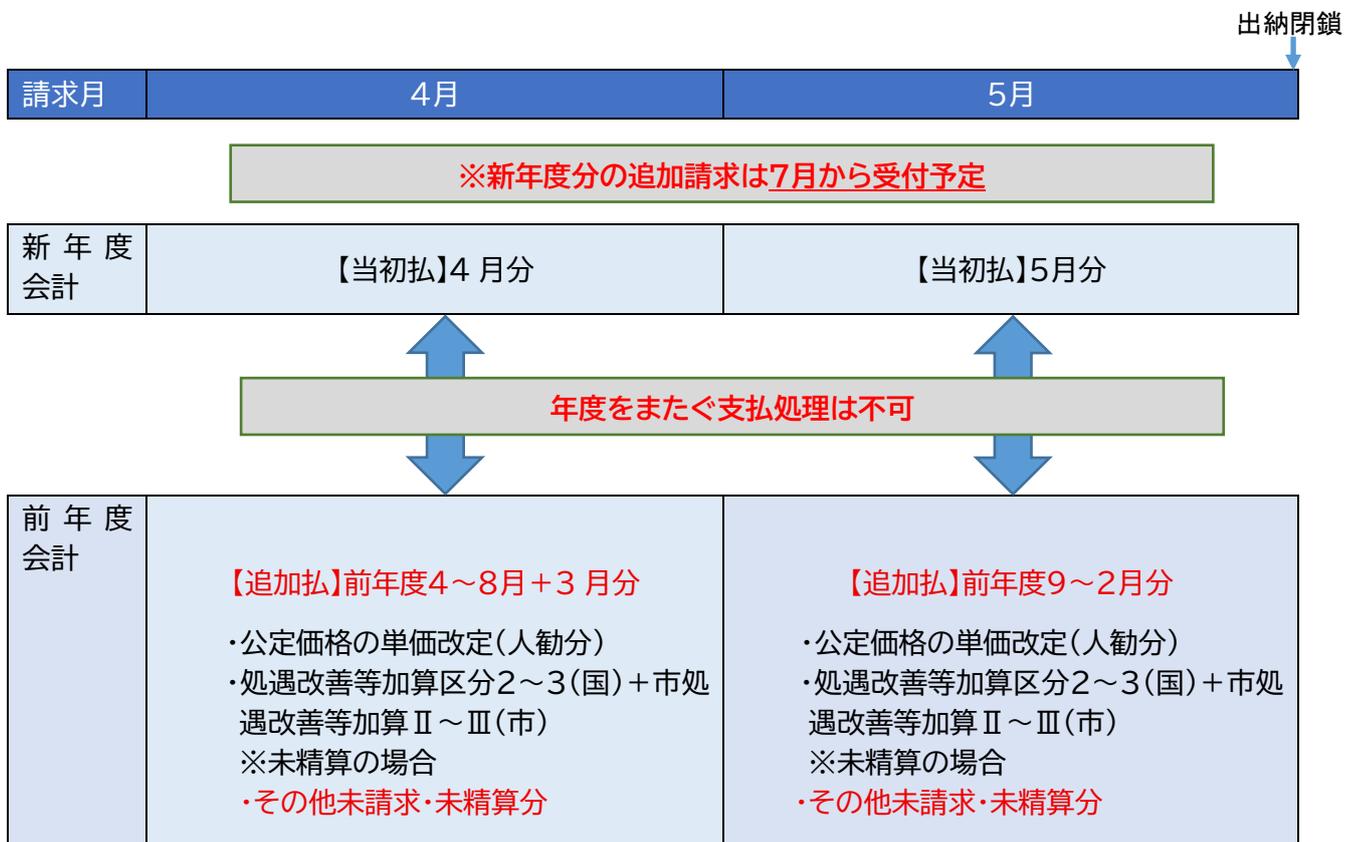
- ・各月の具体的な請求期日や振込日については、予算事務説明会 HP に掲載している『給付費等請求・支払いスケジュール』を御確認ください。
- ・翌年度の教育・保育給付費の請求に向け、各施設、請求ソフトの各種情報の更新等が必要です。更新方法については、予算事務説明会 HP に掲載した下記資料を参照してください。

- [2.1【参考資料】給付費等請求・支払いスケジュール](#)
- [2.2【参考資料】請求ソフトの各種情報の更新等について](#)

2.3 年度当初の請求と支払い

前年度と新年度の給付費は、会計年度が異なるため、両者間で支払処理はできません。そのため、**延長保育費等、過払額が生じた時は、別途「戻入納付書」による精算が必要**となります。

また、6月以降に昨年度分の給付費を請求することは原則できません。



- [2.3【通知】民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱い等について](#)

2.4 給付費等の実績報告

(1) 実績報告の提出期限

下表に記載した加算を受給する施設は、赤字で記載の提出期限までに実績報告を提出する必要があります。市加算額上の加算は、一部を除き、提出期日が他よりも短いことから、優先的に処理してください。なお、提出日は全て令和8年3月31日付けとし、オンライン手続かわさきにより、ご提出ください。(記入例、様式は、通知と併せて送付)

加算名		提出期限
公定価格上の加算	休日保育加算	提出期限 4月末日
	賃借料加算	
	チーム保育推進加算	
	高齢者等活躍促進加算	
	施設機能強化推進費加算	
	第三者評価受審加算	
市加算額上の加算	児童災害共済掛金	提出期限 20日払いの施設:4月3日 25日払いの施設:4月9日
	補足給付費 ※(2)参照	
	嘱託医手当	
	歯科検診事業費	
	入園前健康診断手当	提出期限 4月末日
	地域活動事業費	
	延長保育費(配置改善加算分)	

➔ [2.4【通知】子どものための教育・保育給付費等の実績報告について](#)

(2) 補足給付費の実績報告

3月中に、市から各施設に支給実績が記載された様式を配布する予定です。この報告書には、保護者の証明が必要です。

なお、市からの様式配布後の署名が難しい場合(卒園・退園・転園等)は、白紙の様式に施設側で支給実績を記載し、保護者に署名をいただってください。

署名(自署)が必要です!

令和5年度補足給付費実績報告書

令和6年3月31日

(宛先) 川崎市長 様 所在地 川崎市○○区○○○-○○
氏名 社会福祉法人○○○理事長 ○○○

令和5年度子どものための教育・保育給付費等のうち、下記認定番号の児童への補足給付費の執行に係る実績について、次のとおり報告します。

保育所名	○○○保育園		
認定番号	000000000000		
支給月	支給額	減免額	差額
4月			0
5月			0
6月	2,000	2,000	0
7月			0
8月			0
9月			0
10月	2,000	2,000	0
11月			0
12月			0
1月			0
2月			0
3月			0

<保護者証明欄>

令和5年度子どものための教育・保育給付費等として、上記のとおり補足給付費の支給により教材費・行事費等の実費徴収額の減免を受けたことを証明します。

氏名 川崎 幸子

2.5 各種加算等における暫定的取扱い

※ 暫定的取扱いについては、HPに掲載する下記通知を併せて確認してください。

→ [2.5【通知】民間保育所子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱いについて](#)

(1) 処遇改善等加算について

前年度に処遇改善等加算の認定を受けた既存園については、下記の表のとおり暫定請求を行うことが可能です。また、前年度に処遇改善等加算のいずれかの加算の認定を受けていない既存園については、前年度に認定を受けた加算については暫定請求が可能ですが、下記のとおり未認定の加算の一部について、暫定請求を行うことができません。

新規開設園（認可化園を含む）については、処遇改善等加算（区分1）及び（区分2）を暫定請求することができますが、処遇改善等加算（区分3）及び市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについては暫定請求できず、本市の認定後に請求を行うことができます。

加算名	既存園	新規開設園(認可化園を含む) ※次年度から未認定の加算を申請する既存園も含む
処遇改善等加算(区分1) 処遇改善等加算(区分2) ※賃金改善要件分等	・前年度に認定された処遇改善等加算率を 限度として 、職員の平均勤続年数の見込み等を踏まえた任意の率で請求可能	・ 暫定的に「8%」 で請求
処遇改善等加算(区分2) ※旧処遇改善等加算Ⅲ 市処遇改善等加算Ⅲ	・区分2は暫定請求可能 ・市処遇改善等加算Ⅲは前年度に認定された加算対象職員数等により、暫定的に請求可能	・区分2は暫定請求可能 ・市処遇改善等加算Ⅲは川崎市が認定をするまでの間は、請求不可 ・川崎市による認定後、遡及して請求
処遇改善等加算(区分3) 市処遇改善等加算Ⅱ	・区分3は前年度に認定された加算対象職員数(人数A・人数B)で暫定的に請求可能 ・市処遇改善等加算Ⅱ前年度に認定された加算額で暫定的に請求可能	・川崎市が認定をするまでの間は、請求不可 ・川崎市による認定後、遡及して請求

(2) 賃借料加算について

既存園については、新年度に賃借料や定員等の変更がない施設については、加算額に変更が生じないため、過去認定した内容に基づき継続的に請求してください。

一方、賃借料や定員といった、認定内容に影響を及ぼす事由に変更が生じた既存園については、本市が認定内容の確認を行います。本市が確認及び認定を行うまで間は、従前の認定内容に基づく請求を暫定的に行っていただき、本市による認定後、変更後の金額で遡及して請求していただきます。

また、新規開設園については、認定をするまでの間は、原則、国の賃借料加算の分のみを請求していただきます。認定に伴い、市加算分の適用を受ける施設については、本市による認定後、遡及して請求していただくこととなります。

加算名	既存園(変更無)	既存園(変更有)※1	新規開設園
賃借料加算 (国の公定価格分)	前年度までの認定内容に基づき請求	前年度までの認定内容に基づき 暫定的に 請求 ※定員変更の場合は、変更後の区分で申請可	暫定的に 請求
市賃借料加算	前年度までの認定内容に基づき請求	前年度までの認定内容に基づき 暫定的に 請求	川崎市が認定をするまでの間は、請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求

※ 認定のための申請書類の提出期日は**5月下旬の予定**です。**新年度の認定は、6月以降**を予定しております。

(3) その他の加算について

ア 川崎市による認定以前に暫定請求できる加算

その他の加算における暫定的な取り扱いは下表のとおりです。

下表では、本市による認定以前から暫定的な請求が可能な加算を記載しています。

なお、下記の「請求の条件等」に該当しない場合は、暫定的な請求は行えず、加算認定後に請求が可能となります。

加算名	認定時期(予定)	請求の条件等
3歳児配置改善加算	11月末	職員配置状況に応じて請求
4歳以上児配置改善加算	11月末	職員配置状況に応じて請求
1歳児配置改善加算	11月末	前年度に認定を受けている場合のみ、職員配置状況に応じて請求
休日保育加算	7月末	前年度に認定された区分に応じて請求
減価償却費加算	6月末	既に認定済の園または該当園の申出により請求
施設長未配置減算	随時	施設長を配置していない場合に適用
土曜日閉所減算	随時	土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて適用
定員恒常的超過減算	随時	連続する一定期間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合に適用
主任保育士専任加算	障害児保育費認定後	障害児受入を除く、延長保育・一時保育・病児保育・乳児3人以上受入、災害時における地域支援の取組(前年度認定された場合のみ)のうち複数事業を行う園のみ請求
事務職員雇上費加算	11月末	前年度に認定を受けていた場合のみ請求
栄養管理加算	11月末	職員配置状況に応じて請求
市主任保育士専任加算	障害児保育費認定後	加算要件に合致する園のみ請求
障害児保育費	夏頃	前年度に「その1」認定を受けた子どものみ(保育第1課へ事前連絡が必要) 「その2」認定を受けた子どもは不可

イ 川崎市による認定以前に暫定請求できない加算

下表では、川崎市による認定以前には暫定的な請求ができない加算を記載しています。
 下表の加算等については、暫定的な請求は行えず、加算の認定後に請求してください。

加算名	認定時期(予定)	請求の条件等
チーム保育推進加算	11月末	
療育支援加算	障害児保育費認定後	
3月加算※	2月末	※高齢者等活躍促進・小学校接続・施設機能強化・第三者評価受審
産休等代替臨時職員雇用費	随時	
市第三者評価受審加算	2月末	
市休日保育加算 (障害児受入分)	6月末	
延長保育費(配置改善加算)	2月末	

ウ 書面による認定が不要な加算

書面による認定が不要で、請求条件に該当する場合に適宜、請求可能な加算については、下表のとおりです。

また、延長保育費については利用登録児数に応じて当初請求が可能ですが、利用実績に基づき追加請求をして精算いただきます。

ただし、保育料免除加算分については、利用実績取り込み後の追加請求からの請求とし、障害児加算分については、別途の障害児保育費の認定をするまでは請求できないものとしております。

加算名	請求の条件等
夜間保育加算	該当園であれば請求
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求
分園減算	該当園(分園)の場合、特段の手続きなく適用
冷暖房費加算	全園加算有りで請求
旧市加算 (市主任保育士専任加算及び 障害児保育費を除く)	全園加算有りで請求 特別扶助費は6月と12月にのみ請求 児童災害共済掛金は通年で児童1人につき原則1回のみ請求
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合に請求
衛生管理加算	該当園であれば請求

延長保育費 (配置改善加算分を除く)	利用登録児数に応じて当初請求し、利用実績に基づき追加請求をして精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求 障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは 請求不可
市職員雇用費等 (産休等代替臨時職員雇用費を除く)	職員配置状況に応じて請求
嘱託医手当	分園を除く全園加算有りて請求
入園前健康診断手当	分園を除く全園が2月にのみ請求
歯科検診事業費	分園を除く全園が実施月に請求
地域活動事業費	実施額が確定した月から請求(各年度1回のみ)
物価高騰対応加算(給食費)	全園加算有りて請求

エ 令和8年度新設された加算

加算名	請求の条件等
安全計画未策定等減算	申請や認定の時期等については追ってお知らせ
経営情報等未報告減算	申請や認定の時期等については追ってお知らせ

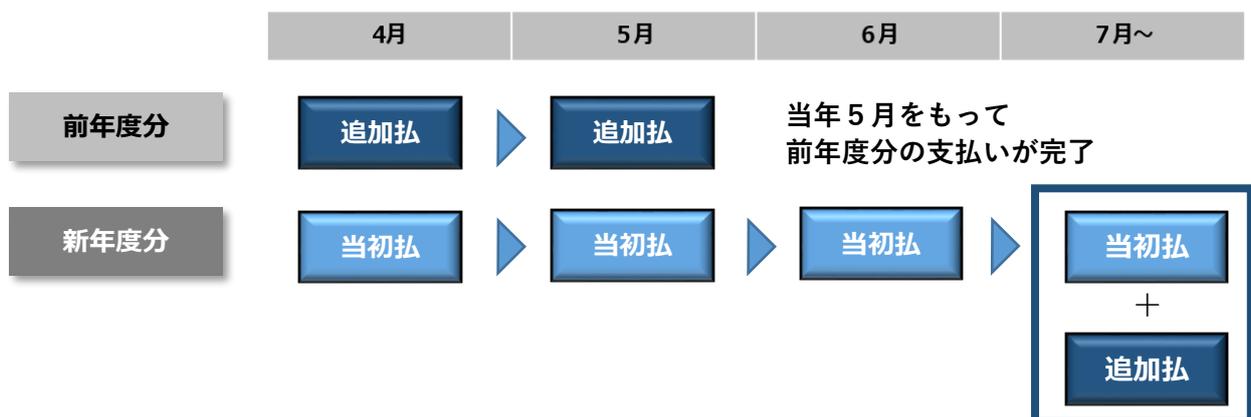
(3) 各種加算の認定続きについて

各種加算の認定に必要な申請書・申請の時期等は、ホームページに掲載した下記資料により確認してください。また、期限の定めのある認定手続きについては、別途、メールにて詳細を案内する予定です。

→ [2.5【参考資料】各種認定手続一覧](#)

(4) 新年度の追加請求について

通常、当初払いの翌月に追加払いを行い精算することとなっていますが、新年度4月～6月までの間は、前年度分の給付費等の出納整理や、新年度分の加算率の認定業務が重なるため、当初払いのみ請求できるものとし、新年度の追加請求については、新年度の処遇改善等加算率の認定がされた後の7月から行えるものとしします。



2.6 各種加算の優先順位等

(1) 3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善加算の適用優先

休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費は、国の基準を超えて職員配置を行う場合にその分の人件費等を補填する性質の加算であるため、適用にあたっては、国の公定価格上の加算である3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善加算の適用が優先されます。休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費を取得するためには、3歳児配置改善加算と4歳以上児配置改善加算を取得する必要がありますので、御留意ください。

(2) 主任保育士専任加算やチーム保育推進加算の適用関係

国の公定価格上の加算であっても、主任保育士専任加算やチーム保育推進加算など、加算要件に一定の不確定要素が含まれる加算については、必ずしも休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費に優先されるものではありませんが、各加算の趣旨に鑑み、可能な限り体制整備等を行った上で加算を取得してください。

(3) 1歳児配置改善加算の適用関係

1歳児配置改善加算についても、現状において加算要件に一定の不確定要素が含まれるため、必ずしも休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費に優先されることとはいたしませんが、将来的には「1歳児配置改善加算」の要件緩和や加算適用施設の増加等で取り扱いを変更する可能性がございますので、他の加算と同様、各加算の趣旨に鑑み、可能な限り体制整備等を行った上で加算を取得してください。

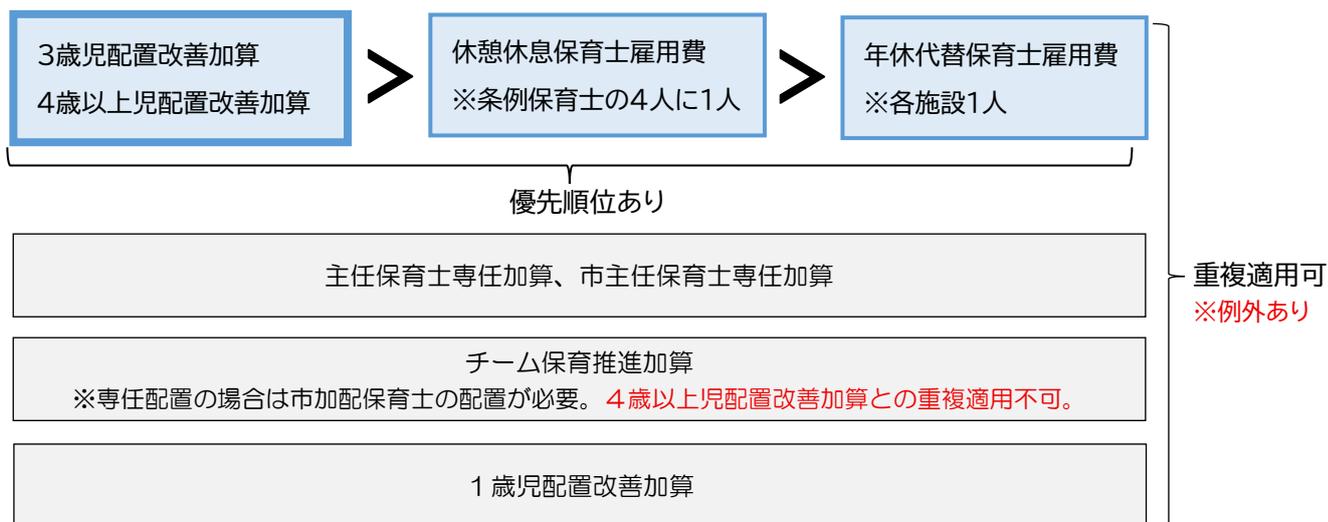
なお、1歳児配置改善加算、3歳児配置改善加算、及び4歳以上児配置改善加算には優先順位は無く、条例上の経過措置を踏まえ、いずれかの加算のみを選択適用することも可能です。

(4) 重複適用関係

チーム保育推進加算については、4歳以上児配置改善加算との重複適用はできませんが、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算との重複適用は可能です(※)。

※ 3歳児配置改善加算とチーム保育推進加算の両方を取得している場合で、更に加配保育士がいる場合であれば、4歳以上児配置改善加算を取得することなく休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費を取得することが可能です。

【加算の優先順位のイメージ】



→ [2.6【通知】1歳児配置改善加算新設に伴う年齢別配置基準等の各種運用について](#)

第3章 保育士等の配置基準について

3.1 保育士等の配置基準

(1) 保育士の配置基準

必要保育士数の算出方法については、下表のとおりとなります。

必要保育士の配置基準		人数の換算方法
A 条例保育士 ア 0歳児児童数(実員) イ 1・2歳児児童数(実員) (1歳児配置改善加算) ウ 3歳児児童数(実員) エ 4・5歳児児童数(実員)	児童3人につき1人 児童6人につき1人 (児童5人につき1人) 児童15人につき1人※ 児童25人につき1人※ ※旧基準によることも妨げない(経過措置)	$\frac{ア}{3} \text{ (小数点第2位以下切り捨て)} + \frac{イ}{6} (〃) + \frac{ウ}{15} (〃) + \frac{エ}{25} (〃)$ (小数点第1位を四捨五入) ※旧基準によることも妨げない(経過措置)
B その他国基準等保育士	以下の要件につき各1人(最大4人) ・定員90人以下の場合 ・保育標準時間認定児を受入れる場合 ・主任保育士を専任化する場合 ・専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合 (利用定員120人以下のときは1人まで、利用定員121人以上のときは2人まで)	
C 市加配保育士 ア 休憩代替保育士 イ 年休代替保育士	利用定員と実員でAの算出方法※を用いて求められる数のうち多いほうの人数の4人につき1人 ※旧基準適用施設は市加配保育士の取得は不可 各施設1人	左記算出した人数÷4(小数点第1位を切上げ) +1(年休代替保育士)

※ 3歳児配置改善加算に係る経過措置(保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合に児童20人につき保育士1人の配置を認めるもの)は、令和9年度末をもって廃止される予定です。

※ 1歳児配置改善加算の適用がある場合は、配置基準は「児童5人につき1人」となります。

※ 市加配保育士については、公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、公定価格の拡充に伴い、内容が縮小される場合があります。

※ 年齢別配置基準については、利用定員ではなく利用実員に基づき算出する取扱いとしておりますが、これは利用定員を下回る児童数を上限として運営することを認めるものではありません。利用定員を満たすように募集を行うとともに、年度中に児童数が増加した場合は、必ず条例及び要綱を遵守した職員体制を確保してください。

➔ [3.1【通知】令和5年度以降の保育所における配置保育士数算定方法の見直しについて](#)

(2) 調理員の配置基準

調理員については、定員の規模に応じて、下表のとおり国基準調理員を配置する必要があります。また、国基準調理員と同様に、定員の規模に応じて、市加配調理員についても配置するよう努めてください。

※**国**、**国** 及び**市**の各マークは括弧内の任用により各 1 人工の配置を表すものとします。

定員	国基準	市加配	合計
20人	1人 国 (常勤又は常勤並み)	無	1人
21人以上 40人以下※1	2人 国 (常勤又は常勤並み) 国 (非常勤、必要時間数は検討中)	無	2人
41人以上 60人以下	2人 国 (常勤又は常勤並み) 国 (常勤、常勤並み※2 又は常勤換算※3)	無	2人
61人以上 150人以下	2人 国 (常勤又は常勤並み) 国 (常勤、常勤並み又は常勤換算)	1人 市 (常勤、常勤並み又は常勤換算)	3人
※ただし、常勤換算が認められるのは、いずれか 1 人に限るものとします。			
151人以上 240人未満	3人 国 (常勤又は常勤並み) 国 (常勤又は常勤並み) 国 (非常勤月 60 時間以上)	2人 市 (常勤又は常勤並み) 市 (常勤又は常勤並み)	5人
240人以上	3人 国 (常勤又は常勤並み) 国 (常勤又は常勤並み) 国 (非常勤月 60 時間以上)	3人 市 (常勤又は常勤並み) 市 (常勤又は常勤並み) 市 (常勤又は常勤並み)	6人

※1 令和8年度から、定員 40 人以下の保育所の基本分単価においては、調理員 1 名（常勤職員）を配置しているところ、1 名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員 21 人から 40 人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入することが国から示されています。国から詳細が示され次第、本市における取扱いを検討し、あらためて内容について通知する予定です。

※2 常勤並みとは 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する場合とします。

※3 調理員において常勤換算が認められる期間は、本手引き第 3 章 3.3 に記載する**特例的取扱いが延長となっている間**とします。なお、常勤換算の時間に必要な時間数については、施設の常勤

調理員の常勤時間数によるものとします。

⇒ 国の公定価格の基本分単価上必要となる調理員（栄養士）数と条件を満たさない場合には、栄養管理加算は対象外となります。（「4.6.5 栄養管理加算」参照）

（3）その他の職種の配置基準

前述した基準のほかに、本市で常勤にて配置することを求める職種は次のとおりです。

- ① **保健師、看護師又は准看護師**（以下「看護師等」という。）を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めること。
※ 看護師等を常勤として配置した場合は、1人に限り、保育士としてみなすことができるものとします。

- ② 栄養士又は管理栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。
※ 栄養士又は管理栄養士を常勤として配置した場合は、国基準及び市加配調理員の数に、配置した栄養士又は管理栄養士の人数分を含められるものとします。
調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、同様の取り扱いとします。

3.2 常勤保育士の定義とスポットワーク

(1) 常勤保育士の定義

次に掲げる者を常勤保育士とします。

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

※ 当該定義の対象となる職員については、通常の保育士に加え、保育士（手続き中）や産休等代替臨時職員雇用費における代替保育士も含むものとします。

※ これら保育士以外の、看護師・准看護師、小学校教諭等、市長が認めるもの、保育補助者、栄養士、調理員など、保育士資格を有しない者については、「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」を常勤職員の要件とします。必要保育士数の算出方法については、下表のとおりとなります。

(2) スポットワーク（いわゆるスキマバイト）より採用された保育士等の取扱い

- ① スポットワーク（いわゆるスキマバイト）により採用された保育士を条例上の必要保育士数の一部に充てることはできません。

※ 最低基準上の保育士定数の取扱いに関しては、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）において、こどもを長時間にわたり保育できる常勤保育士であることが原則とされています。

- ② スポットワークについて、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽出た場合に活用すること等は一概に妨げられるものではないものの、こどもとの安定的・継続的な関わりが重要であるという観点からは、1～2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは、保育所等の運営に当たって、望ましいものではありません。

3.3 保育士配置に係る特例

本市の民間保育所における保育士の配置基準については、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（以下、「条例」という。）及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」（以下、「要綱」という。）により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定めています。

これらの基準に対し、平成28年2月、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件が緩和されることとなりました。本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図るとともに、非常勤職員の常勤換算の方法も含め、「川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について」（以下、「特例通知」という。）のとおり取扱うこととしています。具体的には次の通りです。

(1) 朝夕の時間帯等に係る特例

条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします（条例附則7項）。

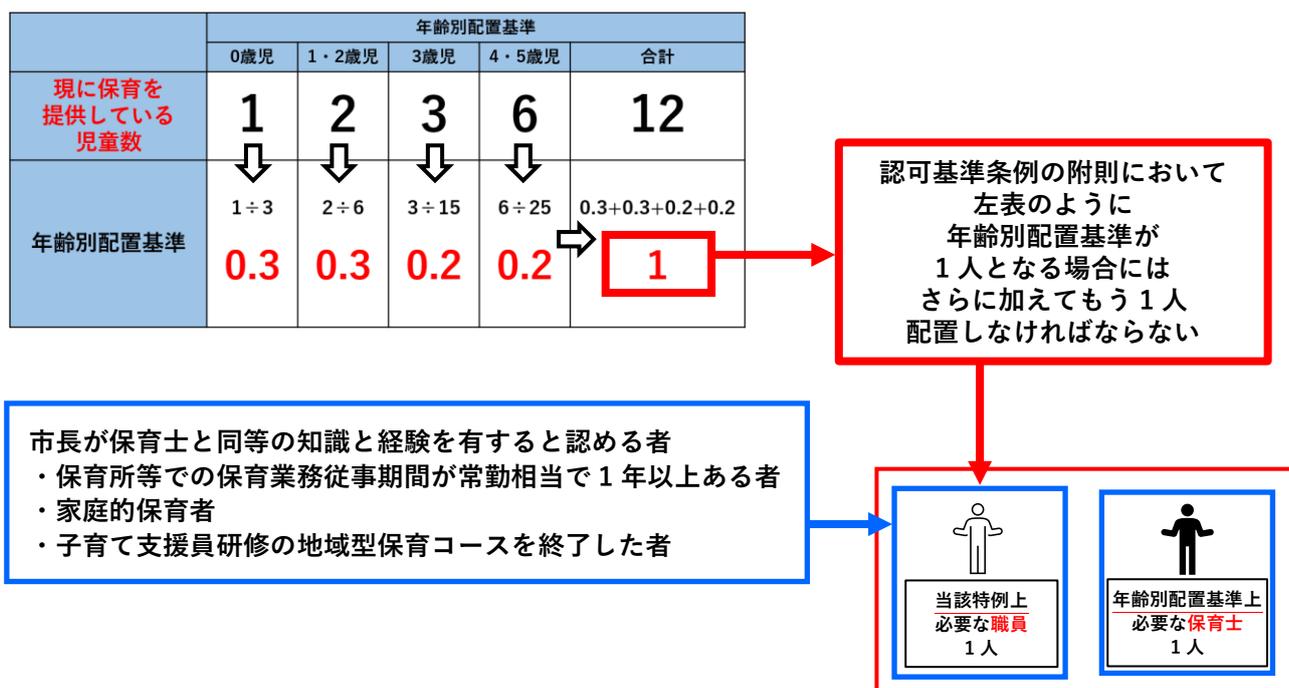
また、この取扱いは、特例通知により延長保育時間帯にあっても同様とします。

なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤相当で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修の地域型保育コースを修了した者として（要綱5条第6項、特例通知）。

※ 子育て支援員研修の一時保育コースの修了者についても、子育て支援員研修の地域型コースとカリキュラムが同じことから、市長の認める者としてすることができます。

【朝夕の時間帯等に係る特例に係る配置イメージ】

朝や夕方方の時間帯で、現に保育を提供している児童が少なく、年齢別配置基準が1人になる場合には、保育士を1人配置し、さらにもう1人の職員の配置が必要です。この特例上必要な職員については、保育士、あるいは市長が認める者を配置する必要があります。



(2) 多様な担い手の活用・常勤に係る特例

① 地域限定保育士の配置に係る特例

神奈川県実施分に限り、保育士と同等に取扱います（条例29条6項）。

② 保育士登録申請中（以下、「保育士（手続中）」という。）の者の配置に係る特例

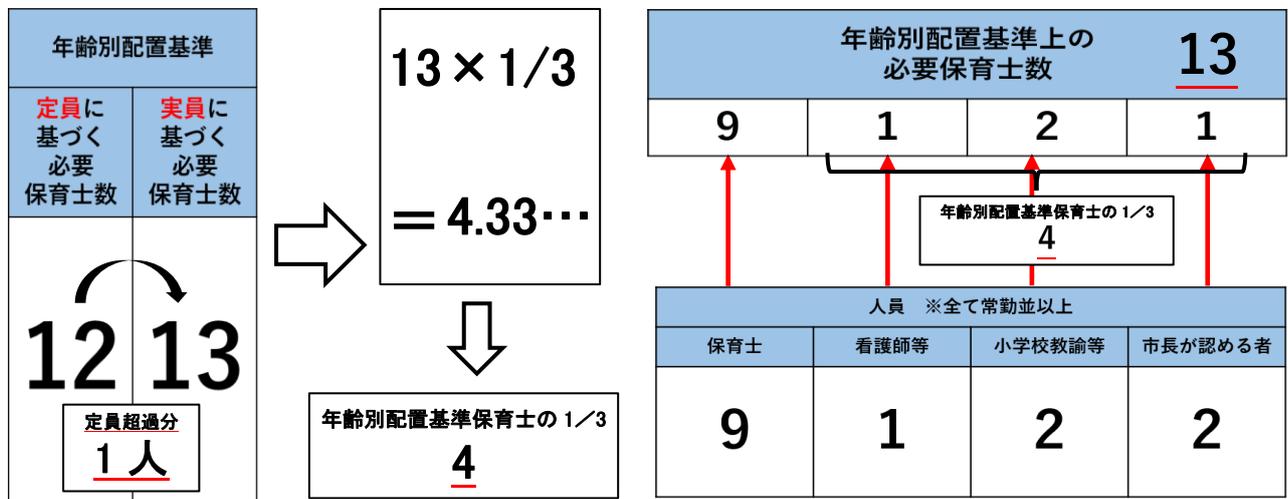
登録申請中の確認ができる者はその他国基準等又は市加配保育士とみなせます（特例通知）。

③ 小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、
 その他保育補助者の配置に係る特例

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、看護師・准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1/3（端数切捨）までとその他国基準等保育士としてみなせます。

ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限り（条例附則8～10項）。また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせます（特例通知）。

【保育士と同等の知識等を有すると認める者等の配置イメージ1】



・「小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、また市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、看護師・准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1/3まで」とは、年齢別配置基準における**実員に基づく必要保育士数の1/3の範囲内**で、**小学校教諭等を保育士とみなすことができる**という意味です。（市長が認める者については、下記の「・」のとおり、但し書が適用されます。）

【上記例】

13 （実員） $\times 1/3 \Rightarrow$ 4人

この4人の範囲内で、小学校教諭等を配置することができる。

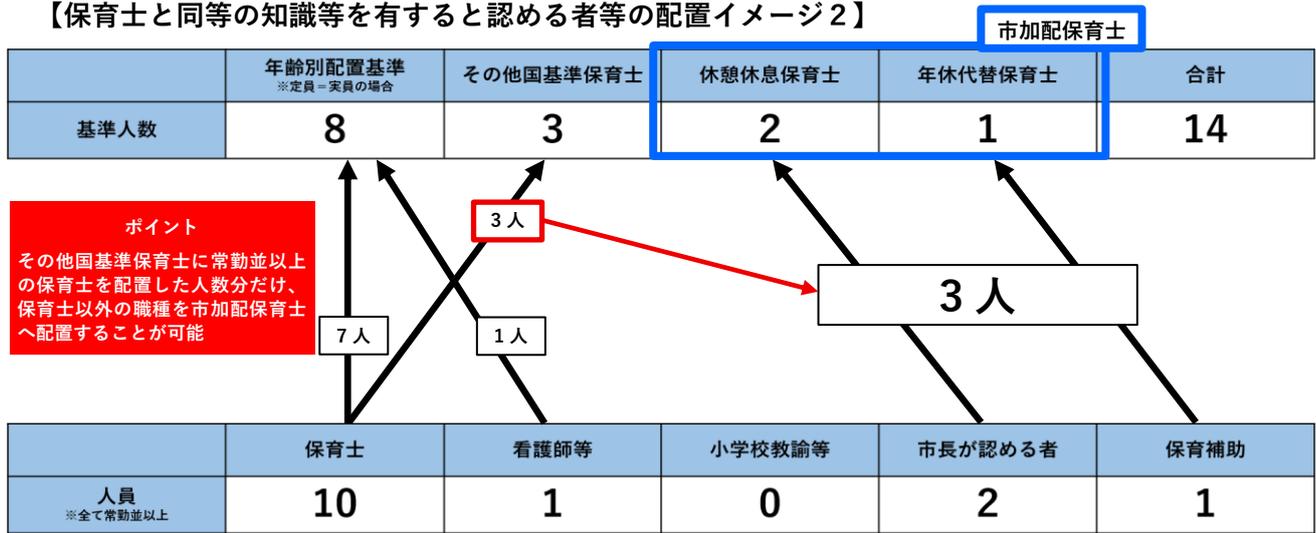
・「ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限り」とは、年齢別配置基準において、**実員に基づく必要保育士数から定員に基づく必要保育士数を差し引いた人数（定員超過分）**に限り、**市長が認める者を配置できる**という意味です。

【上記例】

13 （実員） $- 12$ （定員） \Rightarrow 定員超過分は1人

\Rightarrow 定員超過分の1人について、市長が認める者を配置することができる。

【保育士と同等の知識等を有すると認める者等の配置イメージ2】



その他国基準保育士で常勤並以上の保育士で配置した人数分だけ、保育士以外の職種を、市加配保育士に配置できます。

【上記例】

その他国基準保育士に、3人の保育士を配置 ⇒ 3人分の保育士以外の職種を市加配保育士に配置可能

【まとめ】 保育士と同等の知識等有すると認める者等の配置

	年齢別配置基準		その他国基準 保育士	市加配保育士
	定員分	超過分		
地域限定保育士	○	○	○	○
小学校教諭等	○ ※1/3 まで	○ ※1/3 まで	○ ※その他国基準保育士 の人数内	○ ※その他国基準保育士 の人数内
看護師等	○ ※1 人に限る	○ ※1 人に限る	○ ※1 人に限る	○ ※1 人に限る
	※在籍乳児数が3人以下の場合には、子育てに関する知識と経験を有する者を配置し、かつ、保育士による支援を受ける体制を確保すること ※在籍乳児数が4人以上の場合でも、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を推奨すること			
市長が認める者	×	○ ※1/3 まで	○ ※その他国基準保育士 の人数内	○ ※その他国基準保育士 の人数内
保育士(手続中)	×	×	○	○
保育補助	×	×	×	○ ※その他国基準保育士 の人数内

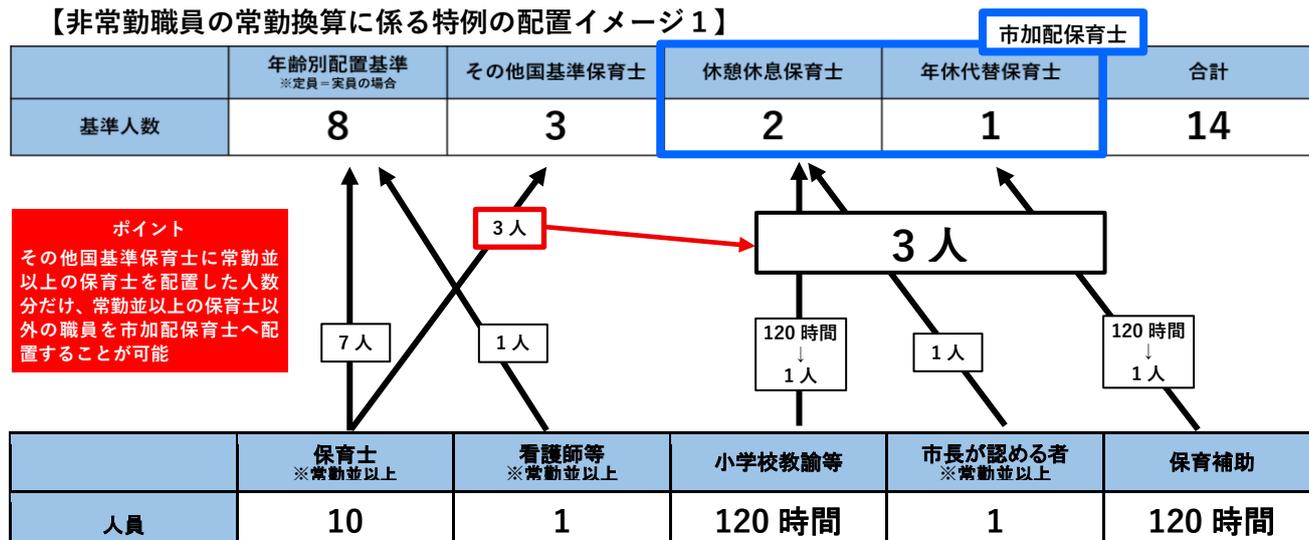
(3) その他国基準等保育士及び市の加配保育士の常勤換算に係る特例

(以下、「非常勤職員の常勤換算に係る特例」という。)

多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、(2)の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。

その場合、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数(120時間～160時間の常勤職員がいた場合、160時間)をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士(産明け対応保育士を含む)としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします(特例通知)。

【非常勤職員の常勤換算に係る特例の配置イメージ1】



多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。ただし、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数(例：160時間)をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士(産明け対応保育士を含む)としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします。

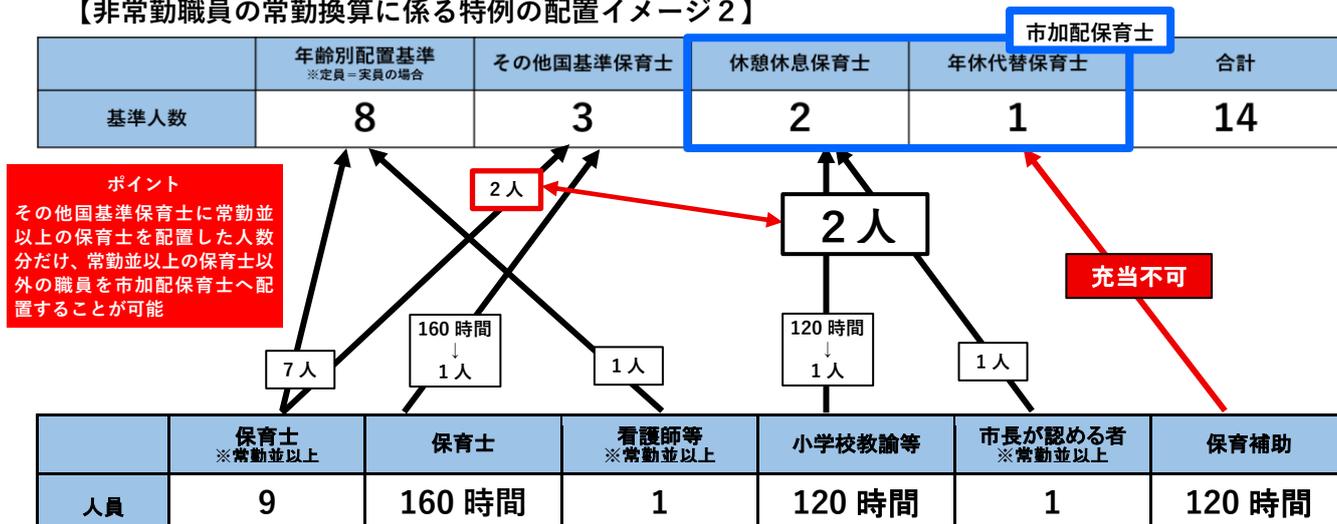
【上記例】

年齢別配置基準に、保育士7人と看護師等1人を配置

その他国基準保育士に、3人の常勤並以上の保育士を配置

⇒ 3人分について、常勤並以上の保育士以外の職員(上記例では、小学校教諭等、市長が認める者、保育補助)を市加配保育士として配置可能

【非常勤職員の常勤換算に係る特例の配置イメージ2】



【上記例】

年齢別配置基準に、保育士7人と看護師等1人を配置

その他国基準保育士に、2人の常勤並以上の保育士、合算した勤務時間のうち160時間を1人分として配置

⇒ 2人分について、常勤並以上の保育士以外の職員を市加配保育士として配置可能

※ 上記例では、2人分しか常勤並以上の保育士以外の職員を市加配保育士として配置できないため、年休代替保育士には充当ができない。

(4) その他

第1章 1.1 に記載の「障害児保育の充実のための専門職の活用等」について、本市条例改正後に取扱いを開始する予定です。また、内容が確定しましたら改めて別途周知いたします。

→ [3.2【通知】川崎市の民間保育所における保育士配置の特例について](#)

第4章 公定価格について

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、申請に必要な様式の作成と要件確認のための資料の準備・作成等をお願いします。

※ 以下については、令和8年3月時点の内容になります。変更が生じる場合には別途通知にてお知らせします。

4.1 地域区分等

4.1.1 地域区分

施設の所在する地域（市町村）に応じて定められた区分を適用します。

川崎市は 16/100 地域 に該当します。

4.1.2 定員区分

施設の利用定員（※）の総和に応じた区分を適用します。

例：57人定員の場合は、56人～60人の定員区分にて算定

※ 利用定員：給付対象とする利用者の定員。認可定員と一致することを基本とする。

認可定員：施設・設備や職員配置等に基づく定員

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価、処遇改善等加算（区分1及び区分2）及び加減調整部分における施設長を配置していない場合については、中心園（本園）と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分を適用します。

4.1.3 認定区分

利用子どもの認定区分に応じて区分を適用します。（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）

4.1.4 年齢区分

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用としますが、運用上、年度初日の前日における満年齢に基づき区分します。そのため、年度の途中で誕生日を迎えた場合でも、年度内での年齢区分の単価変更は生じません。（クラス年齢と同様です。）

※ 異年齢保育を実施した場合でも、児童の年齢区分に従った単価を適用します。

4.1.5 保育必要量区分

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。

（保育標準時間認定（11時間）、保育短時間認定（8時間））

4.2 基本部分

4.2.1 基本分単価

地域区分等の各区分に応じた子ども1人当たりの月額単価で単価表に定められた額です。

基本分単価には、次の表の内容が含まれます。また、職員の管理費や子どものための保育費用も基本分単価に含まれます。

〈基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費〉

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特業務手当 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費、保育材料費等)

公定価格における基本分単価の内訳については、下記も参照ください。

「令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について」（こども家庭庁）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/4b9533f4/20250815_policies_kokoseido_133.pdf

基本分単価において、充足すべき職員数を満たしたうえで、それぞれの加算等において求める職員数を充足することが必要です。

〈基本分単価に含まれる職員構成〉

以下を充足してください。なお、分園は、中心園（本園）のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとし、その際、以下の職員（施設長を除く。）を充足する必要がありますが、嘱託医については、中心園に配置していることから不要です。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は配置不要です。

(ア) 保育士

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であることが必要です。また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていることが必要です。

i 年齢別配置基準 (※)

4 歳以上児 30 人につき 1 人、3 歳児 20 人につき 1 人、1・2 歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人

(注 1) ここでいう「4 歳以上児」、「3 歳児」、「1・2 歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注 2) 確認に当たっては以下の算式によること。

<算式> {4 歳以上児数×1/30 (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))} + {3 歳児数×1/20 (同)} + {1・2 歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} = 配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)

ii その他 (※)

a 利用定員 90 人以下の施設については 1 人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については 1 人 (注 1)

c 上記 i 及び ii の a、b の保育士 1 人当たり、研修代替保育士として年間 3 日分の費用を算定 (注 2)

(注 1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注 2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。) 附則第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令 (平成 10 年厚生省令第 51 号) 附則第 2 条に基づいて都道府県 (指定都市及び中核市を含む。以下同じ。) が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 施設長 1 人

(注) 施設長は児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

【児童福祉事業等に従事した者の例示】

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

【同等以上の能力を有すると認められる者の例示】

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 調理員等

利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3

人（うち1人は非常勤）（注）

（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員

（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

なお、川崎市では、国の保育士配置基準以上の配置を求めており（市加配保育士）、市加配保育士を確保するために必要な経費を助成します。そのため、市加算保育士の配置も充足するよう、努めてください。

4.3 基本加算部分

4.3.1 処遇改善等加算

処遇改善等加算の概要は以下のとおりですが、詳細は予算事務説明会の資料を御参照ください。

（1）区分1及び区分2について

職員の経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。

【処遇改善等加算（区分1及び区分2）単価が設定されている加算項目】

- ・ 1歳児配置改善加算
- ・ 3歳児配置改善加算
- ・ 4歳以上児配置改善加算
- ・ 休日保育加算
- ・ 夜間保育加算
- ・ チーム保育推進加算
- ・ 主任保育士専任加算
- ・ 療育支援加算
- ・ 事務職員雇上費加算
- ・ 栄養管理加算
- ・ 休憩休息保育士雇用費（市加算）
- ・ 年休代替保育士雇用費（市加算）
- ・ 調理員雇用費（市加算）

【処遇改善等加算（区分1及び区分2）単価が減算設定されている減算項目】

- ・ 分園の場合
- ・ 施設長を配置していない場合
- ・ 土曜日に閉所する場合
- ・ 定員を恒常的に超過する場合

(2) 区分3について

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を加算します。

4.3.2 3歳児配置改善加算

(1) 加算の要件

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児 15人につき1人により実施している。 |
|--|

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 3歳児配置改善加算認定申請書

(3) 加算額の算定

加算額は、児童一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.3.3 4歳以上児配置改善加算

(1) 加算の要件

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る職員配置基準を4歳以上児 25人につき1人により実施している。 |
|---|

チーム保育推進加算を申請していない。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> ※チーム保育推進加算を取得している施設では、すでに25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、チーム保育推進加算のみを適用することとします。 |
|---|

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 4歳以上児配置改善加算認定申請書

(3) 加算額の算定

加算額は、児童（4歳以上児）一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.3.4 1歳児配置改善加算

(1) 加算の要件

年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算します。

<input type="checkbox"/> 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得している。
業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用している。 <input type="checkbox"/> ①園児の登降園の管理に関する機能 ②保育に係る計画・記録に関する機能(職員間での情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること) ③保護者との連絡に関する機能(ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く) ④キャッシュレス決済に関する機能
「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知)第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上である。 ※原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月から加算を適用すること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 1歳児配置改善加算認定申請書
- 加算適用開始年月の雇用状況報告書
- 1歳児配置改善加算認定申請に伴うICT機器活用申出書
- ICT機器の活用がわかる書類(ICT機器に関する仕様書、契約書、明細書等)

(3) 加算額の算定

加算額は、児童(1歳児)一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.3.5 休日保育加算

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

<input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として川崎市に申請し、承認を受けていること。
<input type="checkbox"/> 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、子どもの年齢及び人数に応じた職員配置基準を満たしている。
<input type="checkbox"/> 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供している。
<input type="checkbox"/> 対象となる子どもは、原則、休日等に保育を必要とする保育認定子どもである。

(2) 加算額の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 休日保育加算認定申請書
- 休日保育事業利用実績表（前年度分）

(3) 加算額の認定

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

「休日保育の年間延べ利用子ども数」は、「休日保育加算認定申請書」により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）を意味します。

※ 延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4人と計算すること。

※ 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

4.3.6 夜間保育加算

市が夜間保育所として設置認可した施設に対して加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

<p>夜間保育を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> （「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設。）</p>
--

(2) 加算の認定

申請書の提出は必要ありません。月々の実施をもって認定します。

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分等に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.3.7 減価償却費加算

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域（川崎市は都市部）に応じて減価償却費の一部を加算します。

（1）加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

<input type="checkbox"/> 保育所のように供する建物が自己所有である。（注1）
<input type="checkbox"/> 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。
<input type="checkbox"/> 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていない。（注2）
<input type="checkbox"/> 賃借料加算の対象となっていない。

（注1）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も自己所有（本園又は分園）の建物の延べ面積が施設全体（本園+分園）の面積の50%以上であること。

（注2）施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、「建物の整備・改修に当たって、整備費等の国庫補助金の交付を受けていない」に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

- 減価償却費加算認定申請書
- 建物を整備又は取得した際の契約書類（写）

（3）加算額の算定

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

川崎市は都市部に該当します。

※ 都市部：4月1日現在の人口密度が1,000人/k㎡以上の市町村

4.3.8 賃借料加算

賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域（川崎市はa地域・都市部）に応じて賃借料の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

<input type="checkbox"/> 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（注）
<input type="checkbox"/> 賃貸物件に対する賃借料が発生していること
<input type="checkbox"/> 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助（ただし、「認可保育所等設置支援事業の実施について」に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
<input type="checkbox"/> 減価償却費加算の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も賃貸（本園又は分園）の建物の延べ面積が施設全体（本園+分園）の面積の50%以上であること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 賃借料加算等認定申請書
- 賃貸借契約書の写し
- 平面図（園舎・園庭の認可面積の確定等が必要なため）

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で計算されます。

川崎市は a 地域・都市部に該当します。

※加算額の区分（4 区分（a～d）× 2 区分（標準・都市部））

※都市部：4 月 1 日現在の人口密度が 1,000 人/k m²以上の市町村

4.3.9 チーム保育推進加算

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。なお、本加算の算定上の「加配人数」は、利用定員の区分ごとの上限人数（注1）の範囲内で、「必要保育士数」を超えて配置する保育士の数（注2）とする。

<input type="checkbox"/> 必要保育士数（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置している。
<input type="checkbox"/> キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること（注3）

<input type="checkbox"/>	職員の平均経験年数が12年以上である。(注4)
<input type="checkbox"/>	当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること

(注1) 利用定員の区分ごとの上限人数 120 人以下：1人、121 人以上：2人

(注2) 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育士の数から「必要保育士数」を減じて得た数の小数点第1位を四捨五入した員数とする。例：1.6 人の場合、2人

(注3) チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。

(注4) 職員の平均経験年数については、処遇改善等加算(区分1及び区分2)における職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること(当該年度の経験年数が対象です)。

※ 4歳以上時配置改善加算とチーム保育推進加算の両加算を申請することはできません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

チーム保育推進加算認定申請書

※ 処遇改善等加算(区分1及び区分2)の認定に係る平均勤続年数が確定後、申請案内を開始します。

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

(4) 実績の報告について

加算の適用を受けた施設は、年度終了後、加算額の実績や加算額の使途(保育士増員や職員の賃金改善)等について実績報告をしていただきます。

※ 加算額の実績と(1)の要件に掲げる職員の賃金改善による支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てる必要があります。

4.3.10 副食費徴収免除加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

※ 免除対象者から副食費を実費徴収することはできません。

副食費の徴収が免除されることについて、本市から通知された子どもがいる。

※ 副食費免除対象者は、各区児童家庭課が送付する児童一覧を御確認ください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、申請書の提出は必要ありません。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、副食費免除対象子どもに加算します。(注)

(注) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市から通知された子どもの数とします。

- ・ 非課税世帯
- ・ 市民税所得割相当額57,700円未満(ひとり親等は77,100円以下)世帯
- ・ 第3子以降(第1子・第2子ともに保育所等を利用する児童)

加算額については、「巻末 公定価格 別表第2 (抜粋)」をご参照ください。

4.4 加減調整部分

4.4.1 分園の場合

分園を設置している場合、本園と分園との間にまたがる経費となる部分について費用を定率で調整します。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 保育所の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された保育所分園。)を設置している。 |
|--|

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、申請書の提出は必要ありません。

(3) 調整額の算定

基本分単価、処遇改善等加算(区分1及び区分2)の合計単価を施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)に応じた率で減算した子ども1人当たり月額単価を利用子ども数分減額するもの。川崎市の調整率は10/100になります。

※ 分園を設置する施設における「基本分単価及び処遇改善等加算」の定員区分の適用にあたっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定し、その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定します。

4.4.2 施設長を配置していない場合

運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている施設長を配置していない施設に調整を適用します。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設長が以下のいずれかに該当する場合に適用します。

<input type="checkbox"/> 児童福祉事業に2年以上従事した者（注1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でない（注2）。
<input type="checkbox"/> 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない。（注3）
<input type="checkbox"/> 給付費等からの給与支出がなく、有給でない。

（注1）児童福祉事業に従事した者の例示

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において福祉事務所・児童相談所の長及び職員・児童福祉業務に2年以上有給で携わった者、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

（注2）同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修を受講し、修了した者等

（注3）2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したこととはなりません。

※ 施設長が長期で不在となる場合には、保育第1課まで御連絡ください。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

認定の適用にあたっては、毎月の雇用状況報告書のほか、以下の書類により確認します。

施設長未配置減算認定申請書

※ 該当する場合に申請が必要です。

(3) 調整額の算定

調整額は、定員区分等に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.4.3 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る費用を定率で調整します。

※ 保育所については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所することは原則できません。その場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこととされています。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下のいずれかの要件に該当する施設について、調整を適用します。

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある。

※ 開所していても、保育の提供がない場合には閉所しているものとして取り扱います。

※ 土曜日共同保育を実施している場合であっても、自園の子どもに対して保育の提供が行われていない場合には、閉所しているものとして取り扱います（A園とB園との共同保育で、A園が実施園であるがB園の在籍児しか利用がない場合、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。）。（土曜日共同保育を実施する場合は、事前協議が必要となりますので、保育第1課まで御連絡ください。）

➔ [4.1【通知】公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて](#)

➔ [4.2【通知】川崎市における土曜日共同保育の取扱いについて](#)

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

土曜日閉所減算認定申請書

※ 該当する場合に申請が必要です。

(3) 調整額の算定

土曜日の閉所日数に応じて算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.5 乗除調整部分

4.5.1 定員を恒常的に超過する場合

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある。

（注1）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、基準を満たしていること。

（注2）年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定に必要な書類等、詳細については追ってお知らせします。

※ 調整の適用を受ける施設について、下記のいずれかに該当する場合、調整の適用がなくなります。

- ・ 指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合（注3）（注4）
- ・ 地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均所在率が120%以上の状態にならないものと認められる場合

（注3） 見直し等が行われた日の属する月の翌日（ただし、月初日に見直しを行った場合は当月）から調整の適用がなくなります。

（注4） 利用定員の見直しを行う際には、保育第1課との事前協議が必要になります。定員変更の事前協議書の提出案内は例年6月頃に発出しています。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.6 特定加算部分

4.6.1 主任保育士専任加算

(1) 加算の要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している施設に加算します。

<input type="checkbox"/>	主任保育士を保育計画の立案に専任させている。
<input type="checkbox"/>	主任保育士が保護者や地域住民からの育児相談に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	主任保育士が地域の子育て支援活動に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	主任保育士を上記主任業務に専任させるための代替保育士を配置している。
<input type="checkbox"/>	主任保育士がクラス担任を兼務していない。

【対象事業等】 以下から2つ以上を実施していること

1	<input type="checkbox"/>	延長保育事業	開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。 (当該年度に延長保育を一度も実施していない(加算さ
2	<input type="checkbox"/>	一時保育事業	事業開始月(年度当初から事業を行っている場合は4月又は5月)における平均対象児童数が1人以上いること。
3	<input type="checkbox"/>	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金の要件に適合していること。
4	<input type="checkbox"/>	乳児が3人以上利用	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度末まで要件を満たしたものと適用する。(注1)
5	<input type="checkbox"/>	障害児が1人以上利用	月の初日において障害児(注2)が1人以上利用している月から年度末まで要件を満たしたものと適用す
6	<input type="checkbox"/>	災害時における地域支援の取組を行っている。	災害等により、教育・保育が提供できない場合に必要となる次の内容を含む緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等を整備し、原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。 ・教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、 ・被災状況の把握、 ・勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等

(注1) ①乳児の利用定員が3人以上、かつ ②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している」場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱います。

(令和5年度の特例…0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には乳児3人以上の利用の要件を満たすものとする。)

(注2) ここでいう障害児とは、本市が別に障害児保育費の認定を行った児童をいい、身体障害者手帳等の交付の有無は問いません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 主任保育士専任加算等申請書
(災害時における地域支援の取組を行っている場合) 上記申請書に加えて
- 地域支援の取組について記載されているもので、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル
- 原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施する旨が記載されている資料

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分等に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、公定価格単価表をご確認ください。

4.6.2 療育支援加算

障害児を実際に受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設について加算します。

<input type="checkbox"/> 主任保育士を保育計画の立案に専任させている。(主任保育士専任加算が適用されている)
<input type="checkbox"/> 障害児(注1)を受け入れている。
<input type="checkbox"/> 主任保育士を補助する者(注2)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援※に取り組んでいる。(注3)

(注1) ここでいう障害児とは、本市が別に障害児保育費の認定を行った児童をいい、身体障害者手帳等の交付の有無は問いません。

(注2) 主任保育士を補助する者は、非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注3) 地域住民等の子どもの療育支援には、次のような取組例が該当します。

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 専門機関との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

療育支援加算認定申請書

※ 特別児童扶養手当支給対象児童を有とした場合には、当該児童への手当の支給を証する書類の写しの添付が必要です。

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設（※）（A区分）又はそれ以外の障害児受入施設（B区分）で異なる定員区分等に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、巻末の公定価格単価表をご確認ください。

※ 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

4.6.3 事務職員雇上費加算

(1) 加算の要件

以下の加算要件を満たしており、さらに【対象事業等】を1つ以上実施している施設に加算します。

事務職員を施設あるいは本部に設置している（施設長事務職員としての業務を兼務する場合又は業務委託する場合を含む）。

【対象事業等】 以下から1つ以上を実施していること

1	<input type="checkbox"/>	延長保育事業	開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。 (当該年度に延長保育を一度も実施していない(加算されていない)場合は該当としない)
2	<input type="checkbox"/>	一時保育事業	事業開始月(年度当初から事業を行っている場合は4月又は5月)における平均対象児童数が1人以上いること
3	<input type="checkbox"/>	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金の要件に適合していること。
4	<input type="checkbox"/>	乳児が3人以上利用	月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度末まで要件を満たしたものと適用する。(注1)
5	<input type="checkbox"/>	障害児が1人以上利用	月の初日において障害児(注2)が1人以上利用している月から年度末まで要件を満たしたものと適用する

(注1) ①乳児の利用定員が3人以上、かつ ②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している」場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱います。

(令和5年度の特例…0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、0歳児保育を実施する

職員体制を維持している場合には乳児3人以上の利用の要件を満たすものとする。) (注2) ここでいう障害児とは、本市が別に障害児保育費の認定を行った児童をいい、身体障害者手帳等の交付の有無は問いません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

- 事務職員雇費加算認定申請書

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分等に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

詳細は、巻末の公定価格単価表をご確認ください。

4.6.4 冷暖房費加算

冷暖房費について、所在する地域に応じた額を全ての施設に加算します。加算の認定にあたっては、申請書の提出は必要ありません。加算額は、巻末の公定価格単価表の冷暖房加算を御参照ください。なお、川崎市の地域区分は、「その他地域」です。

4.6.5 栄養管理加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- 食事の提供にあたり、栄養士を活用(※)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動を継続して行っている。
※ 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

【栄養士の配置等の形態別の取り扱いについて】

- i 配置：本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。
- ii 兼務：公定価格の基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務してしている場合をいう。
- iii 嘱託：配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

【本市における栄養士の配置等の形態別の取り扱いについて】

定員	国基準	市加配	合計
20人	1人 国（常勤又は常勤並み）	無	2人
21人以上 40人以下※1	2人 国（常勤又は常勤並み） 国（非常勤、必要時間数は検討中）	無	2人
41人以上 60人以下	2人 国（常勤又は常勤並み） 国（常勤、常勤並み※2 又は常勤換算※3）	無	2人
61人以上 150人以下	2人 国（常勤又は常勤並み） 国（常勤、常勤並み又は常勤換算） ※ただし、常勤換算が認められるのは、いずれか1人に限るものとします。	1人 市（常勤、常勤並み又は常勤換算）	3人
151人以上 240人未満	3人 国（常勤又は常勤並み） 国（常勤又は常勤並み） 国（非常勤月 60 時間以上）	2人 市（常勤又は常勤並み） 市（常勤又は常勤並み）	5人

- ※（1）上記Ⅰの配置に当たる場合とは、表に記載の必要となる調理員（栄養士）数に含まれない栄養士が月60時間以上独立配置されている場合とします。
- （2）上記Ⅱの兼務に当たる場合とは、（1）に当たらない場合で、表に記載の必要となる調理員（栄養士）数に含まれる栄養士が1日6時間以上かつ月20日以上配置されている場合とします。なお、定員151人以上の場合については、月60時間以上勤務する栄養士が含まれる場合とします。
- （3）上記Ⅲの嘱託に当たる場合とは、（1）及び（2）に当たらない場合で、表に記載の必要となる調理員（栄養士）数に含まれるかに関わらず、栄養士を毎月嘱託等により配置している場合とします。
- （4）なお、国の公定価格の基本分単価上必要となる調理員（栄養士）数と条件を満たさない場合には、上記いずれの形態にも当てはまらず加算対象外とします。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 栄養管理加算認定申請書

(3) 加算額の算定

算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額を児童一人あたりの単価とし、加算します。詳細は、巻末の公定価格別表第2をご確認ください。

4.7 3月のみの加算項目

4.7.1 高齢者等活躍促進加算

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな利用子ども等の処遇を図るため、以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】のいずれかを実施している施設に加算します。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 高齢者等（注1）を市の職員配置基準以外に非常勤職員（注2）として雇用（注3）し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（注4）を行わせ、かつ、当該年度における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。 |
|---|

(注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在又はその年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- iii 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者）
- iv 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

(注2) 非常勤職員の範囲・・・1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲・・・雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

※ 業務委託による場合は加算対象外です。

例：掃除業務を外部の会社に委託する場合

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

利用子ども等との話し相手、相談相手、身の回りの世話、通院・買物・散歩の付添い、クラブ活動の指導、給食の後片付け、喫食の介助、洗濯・清掃等の業務、その他高齢者等に適した業務

※ 「特定求職者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む）でその補助の対象となる職員は対象となりません。

※ 雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えありません。

【対象事業等】 以下から1つ以上を実施していること

1	<input type="checkbox"/>	延長保育事業	開所時間を超過して30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。 (当該年度に延長保育を一度も実施していない(加算されていない)場合は該当とならない)
2	<input type="checkbox"/>	一時保育事業	事業開始月(年度当初から事業を行っている場合は4月又は5月)における平均対象児童数が1人以上いること。
3	<input type="checkbox"/>	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金の要件に適合していること。
4	<input type="checkbox"/>	乳児が3人以上利用	乳児が3人以上利用していること(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること)。(注1)
5	<input type="checkbox"/>	障害児が1人以上利用	障害児(注2)が1人以上利用していること(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること)。

(注1) ①乳児の利用定員が3人以上、かつ ②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している」場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱います。

(令和5年度の特例…0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には乳児3人以上の利用の要件を満たすものとする。)

(注2) ここでいう障害児とは、本市が別に障害児保育費の認定を行った児童をいい、身体障害者手帳等の交付の有無は問いません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 高齢者等活躍促進加算認定申請書
- 対象職員名簿
- 対象職員雇用時間積算表
- 該当者であることを確認できる書類(免許証・障害者手帳・住民票等の写し)
- 雇用契約書の写し
- 4月～11月の労働時間の分かる出勤簿又はタイムカードの写し(※)

※(3) 加算の認定に必要な、「年間総雇用時間数」の認定は、4月～11月の実績と、12月～3月の雇用計画を元に認定します。

(3) 加算額の算定

加算額は、認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。詳細は、巻末の公定価格別表第2をご確認ください

4.7.2 施設機能強化推進費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している施設に加算します。

<input type="checkbox"/>	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行っている。(注1)(注2)(注3)
--------------------------	---

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要となる経費

取組に必要となる経費の総額が、16万円以上(税込み)見込まれること。16万円未満は対象外。経費の支払いは、年度内に限る。

(注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供にあたって、通常要する費用は含まない。)

※ 本年度の対象物品詳細

→ [4.4【参考資料】施設機能強化推進費加算の対象物品について](#)

【対象事業等】以下から2つ以上を実施していること

1	<input type="checkbox"/>	延長保育事業	開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。 (当該年度に延長保育を一度も実施していない(加算されていない)場合は該当とならない)
2	<input type="checkbox"/>	一時保育事業	事業開始月(年度当初から事業を行っている場合は4月又は5月)における平均対象児童数が1人以上いること。
3	<input type="checkbox"/>	病児保育事業	子ども・子育て支援交付金の要件に適合していること。
4	<input type="checkbox"/>	乳児が3人以上利用	乳児が3人以上利用していること(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること)。 (注1)
5	<input type="checkbox"/>	障害児が1人以上利用	障害児(注2)が1人以上利用していること(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること)。

(注1) ①乳児の利用定員が3人以上、かつ②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している」場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱います。

(令和5年度の特例…0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、0歳児保育を実施する職

員体制を維持している場合には乳児3人以上の利用の要件を満たすものとする。) (注2) ここでいう障害児とは、本市が別に障害児保育費の認定を行った児童をいい、身体障害者手帳等の交付の有無は問いません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 施設機能強化推進費加算認定申請書
- 購入物品等一覧
- 年間の防災計画等の写し
- 積算根拠となる書類の写し

(3) 加算額の算定

加算額は、3月初日の利用子ども数で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。詳細は、巻末の公定価格別表第2をご確認ください

4.7.3 小学校接続加算

(1) 加算の要件

以下の要件(要件1・2は必須)を満たしている施設に加算します。

1	<input type="checkbox"/>	施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続を担当する業務分担と担当者が明記されていること。
2	<input type="checkbox"/>	授業・行事、研究会・研修会等の機会を通じた小学校との子ども同士の交流活動かつ職員間の連携活動を実施していること(どちらか一方のみは不可)。
3	<input type="checkbox"/>	小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む)。

※ 小学校と協働して策定する5歳児から小学校1年生のカリキュラム(架け橋期のカリキュラム)については、以下を参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

- 小学校接続加算認定申請書
- 連携・接続の担当に関する業務分掌を証する書類

【要件3に該当する場合】上記書類に加えて

- 小学校と協議して編成したカリキュラムの写し又はカリキュラム編成に着手していることを証する書類

※令和8年度の提出資料等については以下の参考資料を確認してください。Q17の新設、及び別表を改訂しましたので、必ず御確認ください。

※令和7年の【第2版】小学校接続加算Q&Aまでは、小学校で作成する1年間分のカリキュラムを「スタートカリキュラム」と表記しておりましたが、小学校にはすでにスタートカリキュラムというカリキュラムが別で存在しており、区別するため、【第3版】からは「架け橋カリキュラム（小1）」と記載を変更しております。これに伴い、Q9を修正しております。

→ [4.5【参考資料】【第3版】小学校接続加算Q&A](#)

(3) 加算額の算定

加算額は、要件1・2のいずれも満たす場合と1～3の全てを満たす場合で異なり、それぞれに定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。詳細は、巻末の公定価格別表第2を御確認ください。

4.7.4 第三者評価受審加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿って、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表すること。

※ 受審をした当該年度内に受審費用の支払いが済んでいるものに限りです。

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象としますが、結果を公表した際に保育第1課に連絡することが必要です。

※ 加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできません。

※ 公定価格で加算する額とは別に、川崎市の独自加算があります（市加算運営費の市第三者評価受審加算参照）。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

- 第三者評価受審加算認定申請書
- 評価機関との契約書の写し

(3) 加算額の算定

加算額は、3月初日の利用子ども数で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。詳細は、巻末の公定価格別表第2をご確認ください。

第5章 市加算運営費について

市加算運営費は、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育費等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成するものです。

なお、市加算運営費のうち（1）から（10）は、「旧市加算分等」に該当します。

※ 以下については、令和8年3月時点の内容になります。変更が生じる場合には別途通知にてお知らせします。

5.1 給食費

利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人あたり月額単価を月初日利用子ども数分加算するものです。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

イ 月額 of 計算方法

528円×初日児童数

5.2 行事用給食費

行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人あたり月額単価を月初日利用子ども数分加算するものです。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

イ 月額 of 計算方法

113円×初日児童数

5.3 冷暖房費

利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人あたり月額単価を月初日利用子ども数分加算するものです。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

イ 月額 of 計算方法

58円×初日児童数

5.4 特別扶助費

施設職員の待遇改善を図り、もって利用子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人あたり定額単価を各初日利用子ども数分加算するものです。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

イ 月額 of 計算方法（賞与月（6月・12月）のみ）

12,600円×初日児童数

5.5 一般生活費

利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人あたり月額単価を月初日利用子ども数分加算するものです。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

イ 月額 of 計算方法

840円×初日児童数

5.6 児童災害共済掛金

利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人あたり定額単価を掛金支払子ども数分加算するものです（ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算）。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

イ 金額

こども1人あたり375円

5.7 市主任保育士専任加算

平成23年度以降開設した保育所のうち、国の公定価格上の主任保育士専任加算の支給対象となっていない60人以上定員の施設に対して、国の主任保育士専任加算相当分として、1施設あたり月額単価を加算するものです。

ア 適用要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ・主任保育士の専任体制※を構築しているものの、主任保育士専任加算の適用がないこと。
- ・平成23年度以降に開設した施設であること。

- ・定員が60人以上であること。

※主任保育士専任加算におけるものと同様の体制を指します。

イ 月額計算方法

1 施設あたり月額250,000円

※市主任保育士専任加算が適用となる場合、配置される代替保育士の人数分として、施設の必要保育士数（その他国基準保育士相当）を1名分追加します。当該追加分が充足されない場合、市主任保育士専任加算は適用できません。

5.8 障害児保育費認定

障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するものです。障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するものです。（認定を受けるための申請案内や、必要な資料等の詳細は4月下旬頃にお送りいたします。）

原則は認定後の請求となりますが、前年度に「その1」認定を受けた子どもに限り、仮認定の扱いとして4月から請求ができるものとします。請求を希望される場合は、予め保育第1課に連絡し、対象の子どもを確認のうえ申請してください。

※ 仮認定で請求した子どもについても、今年度認定を受けるための申請が必要です。審査の結果、認定がされなかった場合は、仮認定分も修正が必要となりますのでご注意ください。

ア 適用要件

以下の認定基準により本市が認定する対象児が在籍し、かつ保育士等の加配がされていると認められること。

<認定基準>

- ・ 重度：特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども
- ・ 中度：特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども
- ・ 軽度：身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども

イ 月額計算方法

- ・ 重度：対象児1人当り月額323,000円
- ・ 中度：対象児1人当り月額258,400円
- ・ 軽度：対象児1人当り月額161,500円

5.9 補足給付費

生活保護世帯の子どもに対して、保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収額を減免する場合に、その補填として、対象児1人当たり月額単価を限度に対象子ども数分加算するものです。

ア 適用要件

利用者負担区分がA階層（生活保護世帯）の児童に対し、「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第13条第4項各号に掲げる実費徴収が可能な費用のうち、1号（日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用）と2号（特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用）に係る費用を減免する場合

イ 月額計算方法

対象児1人あたり月額2,700円（限度額）

※ 令和8年度の補助単価は、月額2,800円になる予定。

※ 当事業については、子ども・子育て支援法第59条第3号に基づく地域子ども・子育て支援事業の1事業になりますが、本市においては、市加算運営費と同様に例月給付費での支給を行っています。

→ [5.1【通知】川崎市の民間保育所における実費徴収に係る補足給付事業の取扱いについて](#)

5.10 衛生管理加算

ア 主旨

「保育所等における使用済おむつの処分について（厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付／令和5年1月23日／事務連絡）」が発出され、保育所等において使用済紙おむつの処分を行うことが推奨され、本市では施設での使用済紙おむつの処分の徹底や、保護者の持ち帰り負担や実費負担を無くすこと等を目的に、保育所等における使用済紙おむつの処分費用として、令和5年度に市独自の衛生管理加算を創設しました。

イ 概要

利用する子どもの使用済紙おむつを施設において収集し、法令等に従い適切な方法により処理等をすることをもって、保護者及び施設職員の負担を軽減させるために、0～2歳児1人当たり月額単価を月初日利用子ども数分加算するものです。

ウ 適用要件

使用済紙おむつを施設において、法令等に従い適切な方法で処理していること。

エ 月額計算方法

1人あたり単価295円×初日児童（0～2歳児）

※ 加算額の算定に当たり、便宜上、0～2歳児の在籍児童1人当りの単価としていますが、3歳以上の児童の使用済紙おむつの処分費も見込んだ単価となっています。

5.11-1 延長保育費 基本分・加算分

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費（補食代実費徴収分を除く）として加算するものです。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとします。

ア 適用要件

延長保育を実施すること。

※ 本市における延長保育事業の取り扱いについては、「川崎市延長保育事業実施要綱」を御参照ください。

イ 月額 of 計算方法

実延長保育時間に応じた基本分 + (加算分 × 7人目以降の利用こども数)

※ 利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分 / 6人 (小数点以下切捨て) × 利用する子ども数

※ 当事業については、子ども・子育て支援法第59条1項第2号に基づく地域子ども・子育て支援事業の1事業になりますが、本市においては、市加算運営費と同様に例月給付費での支給を行っています。

(令和8年3月1日時点 単価表)

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
朝／夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から 1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から 1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から 1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から 1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から 1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から 1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から 1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から 1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		
夜間保育の朝 2.5時間	実施あり	6人まで	月額 640,800円	7人目から 1人当り	月額 14,000円
	実施なし		月額 534,000円		
夜間保育の朝 3時間	実施あり	6人まで	月額 769,000円	7人目から 1人当り	月額 16,800円
	実施なし		月額 640,900円		

5.11-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として加算するもの。

ア 適用要件

保育短時間認定子どもについて、8時間のコアタイムの範囲を超えて、延長保育を実施すること。

イ 月額計算方法

延長保育時間（0.5時間単位）×1人当り月額加算分1,600円
（令和8年3月1日時点）

5.11-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの。

ア 適用要件

本市から認定された障害児や、生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもについて、延長保育を利用すること。

イ 月額計算方法

延長保育時間に応じた1人当り月額加算分×利用するこども数（延長保育時間ごと）
（令和8年3月1日時点 単価表）

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5 時間	1 人当り月額 7,130 円
	1 時間	1 人当り月額 14,260 円
	1.5 時間	1 人当り月額 21,390 円
	2 時間	1 人当り月額 28,520 円
	2.5 時間(夜間保育のみ)	1 人当り月額 35,650 円
	3 時間(夜間保育のみ)	1 人当り月額 42,780 円
保育料免除分	0.5 時間	1 人当り月額 1,000 円
	1 時間	1 人当り月額 2,000 円
	1.5 時間	1 人当り月額 3,000 円
	2 時間	1 人当り月額 4,000 円
	2.5 時間(夜間保育のみ)	1 人当り月額 5,000 円
	3 時間(夜間保育のみ)	1 人当り月額 6,000 円

5.11-4 延長保育費 配置改善加算分

延長保育の配置改善に係る経費として延長保育時間分加算するものです。加算の適用にあたっては、次のアに掲げる要件の全てを満たす必要があります。

ア 適用要件

- (ア) 延長保育での平均対象児童数^{※1}が、年度を通じて21人以上である。
- (イ) 延長保育時間内の3歳児への配置基準について、「20対1」から「15対1」に改善している。
- (ウ) 延長保育時間内の4歳以上児への配置基準^{※2}について、「30対1」から「25対1」に改善している。

※1 平均対象児童数とは、延長時間内の1日当たりの平均児童数を指し、「延長保育費 基本分」の請求（例月の子どものための教育・保育給付費等での延長保育費の利用人数）とは異なります。

※2 平均対象児童数は、年間の延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とします。なお、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用します。

イ 補助基準額（令和8年3月1日時点）

延長保育時間	加算分
0.5 時間	1 施設当り年額 150,000 円
1 時間	1 施設当り年額 300,000 円
2 時間	1 施設当り年額 750,000 円

5.12 休憩休息保育士雇用費

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士

(※) 4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するものです。

※ 公定価格上、1歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、当該配置保育士数を含みます。

ア 適用要件

必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士数を超えて常勤保育士を配置すること。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準(※)に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切上げた人数を限度とします。

※ 公定価格上、1歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、条例上の1歳児の配置基準を5：1に置き換えるものとします。

イ 月額の方法

[基本分単価142,100円 + (加算分単価6,600円 × (加算率 (a) + 加算率 (b))] × 対象職員数

ウ 支給月数

給与分は、対象となる常勤保育士の実際の雇用月数（半月単位）によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって、6月と12月に2.3箇月ずつ支給します。

→ [5.3【通知】賞与月の取扱い等について](#) ⇒以下 5.13～5.15 についても同じ

5.13 年休代替保育士雇用費

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するものです。

ア 適用要件

必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士の数を超えて常勤保育士を配置すること。

なお、対象職員数については、各施設1人を限度とします。

イ 月額の方法

[基本分単価142,100円 + (加算分単価6,600円 × 加算率)] × 対象職員数

ウ 支給月数

給与分は、対象となる常勤保育士の実際の雇用月数（半月単位）によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって、6月と12月に2.3箇月ずつ支給します。

5.14 看護師雇用補助費

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するものです。

ア 適用要件

常勤看護師（准看護師を除く）を配置すること。

なお、対象職員数については、各施設1人を限度とします。

イ 月額の方法

月額1人当り単価52,200円

ウ 支給月数

給与分は、対象となる常勤看護師の実際の雇用月数（半月単位）によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって、6月と12月に2.3箇月ずつ支給します。

5.15 調理員雇用費

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、公定価格上の基準常勤調理員数に加えて、市が定める定員数に応じた常勤調理員の加配に要する経費を加算するものです。

ア 適用要件

公定価格上の基準常勤調理員数（利用定員20人の施設は常勤1人、40人以下は常勤1人と非常勤1人を加えた2人、41人以上150人以下は2人、151人以上は常勤2人に非常勤1人を加えた3人）を超えて常勤調理員を配置すること。

なお、対象職員数については、定員が61人以上150人以下の施設は1人、定員が151人以上240人未満の施設は2人、定員が240人以上の施設は3人を限度とします。

イ 月額 of 計算方法

$[\text{基本分単価}123,400\text{円} + (\text{加算分単価}5,500\text{円} \times (\text{加算率}(a) + \text{加算率}(b)))] \times \text{対象職員数}$

ウ 支給月数

給与分は、対象となる常勤調理員の実際の雇用月数（半月単位）によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤調理員数によって、6月と12月に2.3箇月ずつ支給します。

5.16 事務職員雇用費

事務の複雑化・電子化等に対応するため、公定価格上の事務職員雇上費に加えて、事務職員の雇用に係る経費を加算するものです。

ア 適用要件

公定価格上の事務職員雇上費の適用があること。

なお、対象職員数については、各施設1人を限度とします。

イ 月額 of 計算方法

定員が20人以上60人以下の施設は月額1人当り57,600円

定員が61人以上120人以下の施設は月額1人当り69,120円

定員が121人以上180人以下の施設は月額1人当り80,640円

定員が181人以上240人以下の施設は月額1人当り92,160円

5.17 週40時間勤務保障保育士雇用費

常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、定員が60人以上の施設に対し、臨時的任用保育士の雇用費を加算するものです。

ア 適用要件

定員が60人以上であること。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出

し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数に1人を加えた人数とします。また、加算趣旨より、当該月のすべての土曜日について閉所する場合は適用しません。

イ 月額計算方法

月額1人当り単価28,540円×対象職員数
(令和8年3月1日時点)

5.18 産休明け保育対応保育士雇用費

産休明け（生後5箇月未満）の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するものです。

ア 適用要件

月の初日に生後5箇月未満の子どもが利用している施設において、産休明け保育対応保育士（非常勤保育士による場合は常勤換算）を配置すること。

なお、対象職員数については、毎月最初の生後5箇月未満の在籍子ども数に応じて、2：1の基準に基づき、必要保育士数を算出し、小数点以下切上げとした人数を限度とします。

イ 月額計算方法

月額1人あたり単価244,500円×対象職員数
(令和8年3月1日時点)

5.19 産休等代替臨時職員雇用費

ア 概要及び適用要件

有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合において、その代替となる臨時的任用職員（常勤職員に限る）を雇用する場合に、その経費を加算するものです。

イ 月額計算方法

職種に応じた日額単価×対象職員数×支給日数

※ 日額単価については、常勤の代替職員の職種に応じて定められた日額単価限度額の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額（日給換算とし日額交通費を含む。ただし10円未満切捨て）とします。

日額単価限度額（令和8年3月1日時点）については、保育士：11,850円、栄養士：10,600円、看護師：12,050円、准看護師10,410円、調理員9,730円、保育士補助等9,730円、事務員9,730円とします。

※ 対象職員数については、産休・病休職員1人に対し、常勤の代替職員1人とします。なお、このうち、栄養士、准看護師、保育士補助等、事務員については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものに限ります。

※ 支給日数については、産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前の日（多胎妊

娠の場合は14週間前（日）から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数とします。病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6箇月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とします。

※ 年度をまたいで産休等を取得する場合、それぞれの年度において加算申請を行う必要があります。申請期間が非常にタイトになるため、前年度内にあらかじめご相談ください。

5.20 市処遇改善等加算Ⅱ

公定価格上の処遇改善等加算（区分3）において、処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。ただし、公定価格上の処遇改善等加算（区分3）の支払いがない場合には対象外とする。

※ 適用要件及び月額額の計算方法は、処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

5.21 市処遇改善等加算Ⅲ

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士等に対する処遇改善に要する費用を加算するもの。

※ 適用要件及び月額額の計算方法は、処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

5.22 指導用給食費

利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するものです。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ども数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数に2人を加えた人数とします。

イ 月額額の計算方法

月額1人当り単価1,795円×対象職員数

5.23 物価高騰対応加算（給食費）

物価高騰に伴い、給食の費用増加による保護者の給食費負担額の増加抑制を図るため、給食の費用を加算するものです。

※加算単価については、川崎市消費者物価指数等の影響で年度途中で未支給分の単価を変更する可能性があります。

※本加算は国の補助金を活用した臨時的な対応であるため、国の補助金の活用状況等で将来的に廃止される可能性があります。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

イ 月額 of 計算方法

月額1人当り1,475円

5.24 嘱託医手当

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断（随時の入園前健康診断を含む）の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するものです。

ア 適用要件

原則、全施設において適用します。

※ 本市における定期健康診断及び入園前健康診断等の取り扱いについては、本市が発出する通知を御参照ください。

イ 月額額の計算方法

定員区分等に応じた加算額

※ 園医報酬基準額については、公定価格中の嘱託医手当と併せて、嘱託医に支払われる報酬額の目安です。

項目	定員区分	上段：加算額、下段：園医報酬基準額
嘱託医手当	40人以下定員の施設	月額 7,830 円 (月額 21,400 円)
	41～60人定員の施設	月額 18,530 円 (月額 32,100 円)
	61～90人定員の施設	月額 36,330 円 (月額 49,900 円)
	91～120人定員の施設	月額 39,430 円 (月額 53,000 円)
	121～150人定員の施設	月額 42,130 円 (月額 55,700 円)
	151～180人定員の施設	月額 45,230 円 (月額 58,800 円)
	181～210人定員の施設	月額 59,430 円 (月額 73,000 円)
	産休明け保育実施民営化施設 (91～120人定員)	月額 50,430 円 (月額 64,000 円)
	産休明け保育実施民設化施設 (121～150人定員)	月額 53,130 円 (月額 66,700 円)
	乳児専門施設	月額 60,630 円 (月額 74,200 円)
	240人定員の施設	月額 78,860 円 (月額 92,430 円)

5.25 入園前健康診断手当

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するものです。

適用要件

原則、全施設において適用します。

※ 本市における定期健康診断及び入園前健康診断等の取り扱いについては、本市が発出する通知を御参照ください。

項目	定員区分	加算額
入園前健康診断 手当	60人以下定員の施設	21,400円
	61～180人定員の施設	32,100円
	181～240人定員の施設	42,800円

5.26 歯科検診事業費

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するものです。

適用要件

原則、全施設において適用します。

項目	定員区分	加算額
歯科検診 事業費	60人以下定員の施設	年額 28,000円
	61～90人定員の施設	年額 31,000円
	91～120人定員の施設	年額 34,000円
	121～150人定員の施設	年額 37,000円
	151～180人定員の施設	年額 40,000円
	181～210人定員の施設	年額 43,000円
	211～240人定員の施設	年額 46,000円

※ 歯科医への報酬額が加算額を下回った場合には、報酬にかかった費用分のみを本市にご請求ください。

5.27 市第三者評価受審加算

第三者評価の受審を促進するため、公定価格中の第三者評価受審加算に加えて、第三者評価の受審に要する費用を加算限度額の範囲内で、3月に加算するものです。

ア 適用要件

公定価格における第三者評価受審加算の適用があること。

イ 月額額の計算方法

第三者評価の受審に要する費用のうち、公定価格における第三者評価受審加算額150,000円を除いた額（1施設当り100,000円を上限とします）。

5.28 地域活動事業費

地域の子育て支援を推進するため、加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するものです。

ア 適用要件

下表の5事業のうち、複数事業を実施すること。

イ 年額の計算方法

事業の実施に要する費用（1施設当り年額200,000円を限度とします）

ウ 請求方法

事業の実施に要する費用（実績金額）が確定次第、請求ソフトにより申請してください。複数回に分けての請求も可能ですが、重複申請しないよう、原則1回で請求してください。

事業名	事業内容
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。
異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。
育児講座・育児と仕事 両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。
地域の特性に応じた保 育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。

※QAを参考にご請求ください。令和7年度に発出したQAから変更事項はありません。

5.29 市休日保育加算（障害児受入分）

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するものです。

ア 適用要件

休日保育事業において、本市が認定する障害児の受け入れを行った場合。

イ 月額 of 計算方法

日額単価5,700円×月の利用日数

5.30 市賃借料加算

賃借物件により運営する施設に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うものです。

ア 適用要件等

下表のとおり

イ 月額 of 計算方法

市が定める月の加算上限額－公定価格中の賃借料加算月額

市が定める月の加算上限額の算定方法																																											
60人未満 定員施設 (※)	<p>【算定方法】 以下の地域区分ごとの加算基準額(月額)の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>■加算基準額 A地域:月額541,500円 B地域:月額511,500円 C地域:月額451,500円</p>																																										
	60人以上 定員施設 (※)	<p>【算定方法】 以下の算定上の園舎・園庭面積に地域区分ごとの加算基準単価(月額)を乗じた額の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合はこれを切捨てるものとする。</p> <p>■算定上の園舎面積 以下の表に基づき算定された基準面積と実園舎面積のうち、小さい方の面積を算定上の園舎面積とする。 ※なお、乳児等通園事業を実施している施設で、当該事業に係る賃借料補助を受けていない場合は、当該事業に係る面積も含めるものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">基準面積</th> </tr> <tr> <th colspan="4">以下の基本面積+加算面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本面積</th> <th colspan="2">加算面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2">以下の定員区分別の1人当り面積×定員数</th> <th colspan="2">以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算</th> </tr> <tr> <th>定員区分</th> <th>1人当り面積</th> <th>加算要件</th> <th>加算面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60～90人</td> <td>7.4㎡</td> <td rowspan="3">低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積</td> <td rowspan="3">36.0㎡</td> </tr> <tr> <td>91～120人</td> <td>7.2㎡</td> </tr> <tr> <td>121～150人</td> <td>7.0㎡</td> </tr> <tr> <td>151～180人</td> <td>6.7㎡</td> <td rowspan="2">一時保育室併設 加算面積</td> <td rowspan="2">67.0㎡</td> </tr> <tr> <td>181～210人</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>211～240人</td> <td>6.5㎡</td> <td rowspan="2">地域子育て支援 センター併設加算面積</td> <td rowspan="2">80.3㎡</td> </tr> <tr> <td>241～270人</td> <td>6.4㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>■算定上の園庭面積 上記園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積を算定上の園庭面積とする。</p> <p>■加算基準単価 A地域:月額1㎡当り2,200円 B地域:月額1㎡当り1,600円 C地域:月額1㎡当り1,300円</p>			基準面積				以下の基本面積+加算面積				基本面積		加算面積		以下の定員区分別の1人当り面積×定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算		定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積	60～90人	7.4㎡	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡	91～120人	7.2㎡	121～150人	7.0㎡	151～180人	6.7㎡	一時保育室併設 加算面積	67.0㎡	181～210人	6.6㎡	211～240人	6.5㎡	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3㎡	241～270人
基準面積																																											
以下の基本面積+加算面積																																											
基本面積		加算面積																																									
以下の定員区分別の1人当り面積×定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算																																									
定員区分		1人当り面積	加算要件	加算面積																																							
60～90人		7.4㎡	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡																																							
91～120人		7.2㎡																																									
121～150人		7.0㎡																																									
151～180人		6.7㎡	一時保育室併設 加算面積	67.0㎡																																							
181～210人	6.6㎡																																										
211～240人	6.5㎡	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3㎡																																								
241～270人	6.4㎡																																										

※ ただし、当初、60人未満定員であった施設が定員増により、60人以上定員施設となった場合で、60人未満定員施設の算定方法によった方が、加算上限額が大きい場合は、上記定員区分によらずに、60人未満定員施設の算定方法によることができるものとする。

市が定める月の加算上限額の算定における各地域区分となる保育所	
A地域	鹿島田、新川崎、武蔵小杉、新丸子、元住吉、武蔵溝ノ口、溝の口、高津、梶が谷、登戸、向ヶ丘遊園の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所
B地域	川崎大師、鈴木町、港町、京急川崎、川崎、川崎新町、小田栄、尻手、矢向、平間、向河原、武蔵中原、武蔵新城、二子新地、宮崎台、宮前平、鷺沼、津田山、宿河原、稲田堤、京王稲田堤、生田、読売ランド前、百合ヶ丘、新百合ヶ丘、柿生、栗平の各駅を最寄り駅としその駅からの道のりが1km以内にある保育所
C地域	大師橋、東門前、八丁畷、久地、中野島、五月台の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所及び最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所

第6章 補助金等について

※ 以下については、令和8年3月時点の内容になります。変更が生じる場合には別途通知にてお知らせします。

6.1 保育士等宿舎借り上げ支援事業

(1) 目的

本事業は、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、『保育士宿舎借り上げ支援事業』を実施し、保育所等を運営する法人が、保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を補助するものです。

(2) 補助金交付対象者

(3) 補助対象保育士等

(4) 補助対象施設

(5) 補助対象経費及び補助額

(2)～(5)の事業概要については、記載内容が多岐にわたるため、別途ご用意している川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページ(下記URL参照)よりご確認ください。

【川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページURL】(随時更新)

下記ホームページにて、制度の詳細や申請様式・申請マニュアル等を掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

(6) 年間スケジュール(実施期間:4月1日～3月31日予定)

本事業は、四半期ごとの実績払いとなっているため、申請も四半期ごとに行います。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設・法人	実績報告書提出前年度 第4四半期申請前年度			第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※ 実績報告書提出	
川崎市														

・補助金交付(2月以降随時)

- ※ 第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃まで
- ※ 各期の前月に、申請期日・様式等を通知する予定
- ※ 年度の最後に、実績報告の提出が必要（別途通知予定）

6.2 保育体制強化事業補助金

(1) 概要・目的

本事業は、地域住民や子育て経験者など、地域の多様な人材を活用し、保育士の負担軽減や働きやすい環境を整備するとともに、児童の園外活動時の見守りや特に見守りが必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とし、保育支援者およびスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助するものです。

(2) 補助要件

① 保育支援者

ア 保育士資格を有しない者

イ 保育に係る以下の業務のうち、(ア) を含み2つ以上行っていること

(ア) 児童の園外活動時の見守り等 (必須)

(イ) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

(ウ) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

(エ) 寝具の用意・あとかたづけ

(オ) 給食の配膳、あとかたづけ

(カ) その他保育士の負担軽減に資する業務

ウ 市が認める交通安全に関する講習会等を修了すること

② スポット支援員 ※保育士資格の有無を問わない

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置している者

③ 保育支援者及びスポット支援員共通

ア 平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であること（認可年月日を起点とする）

イ 保育支援者及びスポット支援員はそれぞれ別の者を配置すること

ウ 事業開始から年度を通じて、子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象となっていないこと

（一時保育・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替・定員超過・障害児認定における加配職員等）

保育支援者およびスポット支援員（補助対象者）配置のイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	・・・	対象可否	
Aさん 4月1日に在籍あり	補助対象者							→	○ 事業開始（4月）から年度を通じて配置	
Bさん 4月1日に在籍あり	公定価格での措置		補助対象者					→	○ 事業開始（7月）から年度を通じて配置	
Cさん 4月1日に在籍あり	公定価格での措置		補助対象者	公定価格での措置			→	× 事業開始（7月）から年度を通じて配置ではない		
Dさん 6月1日から雇用			補助対象者						→	○ 事業開始（6月）から年度を通じて配置

(3) 補助上限額

- ① 保育支援者： 月額16万4千円 (予定)
- ② スポット支援員：月額4万7千円 (予定)

(4) 補助対象経費

事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料（うち人件費相当分のみ）、使用料及び賃借料

(5) 年間スケジュール (予定)

例年、6月頃に申請の案内と受付を行い、申請内容に基づき、年内を目途に補助金を概算払いで順次交付する予定です。

交通安全に関する講習会等の受講は補助金の交付要件となりますが、市からの補助金交付を待たず、並行して実施してください。

令和8年度は、交通安全に関する講習会等のうち、園内討議の実施期間を、7月～10月とし、申し込み期間を7月中までとする予定です。園内討議は、原則1園につき1回の実施としますので、余裕をもった日程調整に御協力をお願いいたします。

その後、年度末に補助対象経費の実績額や講習会等の受講証明書の有無を確認した上で、補助金交付額を確定し、必要に応じて追加払い・返還などの精算処理を翌年5月までに行います。なお、これらの予定は国の動向等を踏まえ、今後変更となる可能性があります。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R9.4月	5月
交付申請書の提出	申請											
補助金交付（概算）		申請書等の審査 交付決定・支払										
講習会等の申込	申込期間											
講習会等の受講		受講期間										
受講報告書の提出		随時提出										
受講証明書の発行						証明書発行						
変更交付申請書・実績報告書の提出											実績報告	
額の確定・精算											精算	

園から市への手続き 市での処理

6.3 ICT 化推進事業補助金

(1) 概要

認可保育所等において ICT 化を推進することにより、業務負担の軽減を図るほか、働きやすい環境を整備することを目的とする補助金です。

(ア) 保育所等における業務の ICT 化を行うためのシステムの導入

a. 対象事業

保育所等が保育士等の業務負担を軽減するため、次の①～④の機能のうち 1 つ以上有するシステム等を新たに導入した場合に、国基準に従って、導入に要した初期費用の一部に対して補助します。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

b. 補助要件

i 対象施設

4 月 1 日時点で開設しており、かつ過去 1 度も当該補助金の交付を受けていない施設となります。ただし、過去に補助金の交付を受けている場合であっても、新たに④キャッシュレス決済に関する機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用に限り対象となります。

また、システムを活用した安全管理の取組について、各施設で作成する安全計画に明記する必要があります。

ii 対象経費

- ・ 支援システムを導入するために要した機器の購入費及びその消費税
- ・ ソフトウェア等の購入費及びその消費税
- ・ 工事費及びその消費税
- ・ システム操作等研修費

※リース料、保守料、月額利用料、振込手数料、分割払い手数料、金利は対象経費に含まない

iii 補助基準額

補助額については、下表のとおり、導入する機能数およびシステムを使用するために必要なパソコンやタブレット等の端末購入の有無によって、上限額が定められています。

導入機能数	端末購入 無		端末購入 有	
	補助基準額	補助金額上限	補助基準額	補助金額上限
1 機能	200,000	150,000	700,000	525,000
2 機能	400,000	300,000	900,000	675,000
3 機能	600,000	450,000	1,100,000	825,000
4 機能	800,000	600,000	1,300,000	975,000

※「補助金額上限」…本補助金の補助率は、国：1/2、市区町村：1/4、事業者 1/4 と定められており、事業者負担となる 1/4 を除き、国・川崎市の補助分となる 3/4 について上限額を表示しています。

(イ) 翻訳機等の購入

a. 対象事業

外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助するものです。

b. 補助要件

i 対象施設

保育所等。過去に、(ア) 保育所等における業務の ICT 化を行うためのシステムの導入による補助を受けた施設も申請できます。

ii 対象経費 (予定)

- ・通訳や翻訳のための機器の購入費及びその消費税
 - ・機器を利用するための環境設定の費用及びその消費税
 - ・通訳や翻訳のための機器の保証費用及びその消費税
- 等

iii 補助基準額

1 施設当たり：15 万円

※本補助金の補助率は、国：1/2、市区町村：1/4、事業者 1/4 と定められており、事業者負担となる 1/4 を除き、国・川崎市の補助分となる 3/4 の上限は 11 万 2500 円。

(2) 事業実施期間

現年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

※ 実施期間中に支援システムの導入及び導入経費すべての支払い、もしくは翻訳機等の購入及び支払いを完了し、運用開始をしていること。

※ 契約日、運用開始日、機器購入日等が 4 月 1 日以降であること。

(3) 補助金交付までのスケジュール (予定)

例年、6 月頃に申請の案内と受付を行い、申請内容に基づき、交付決定通知を発送します。事業実施期間（同年 12 月 31 日まで）にシステム等の導入・支払い・運用開始、もしくは翻訳機の購入を行い、1 月上旬ごろまでに実績報告書を提出してください。

実績報告に基づき、年度中に補助金の支払いを行います。

なお、これらの予定は国の動向等を踏まえ、今後変更となる可能性があります。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付申請書 実施計画書等の提出		計画書等	7月頃✕(予定)							
計画書承認通知			承認通知							
実績報告書 効果等の報告書の提出			12月中までに導入・支払いを完了・運用開始 ⇒実績報告書等の提出					1月上旬✕(予定)		
補助金交付								実績報告書等の審査 交付決定・支払		

園から市への手続き

市での処理

6.4 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金

(1) 概要・目的

本補助金は、保護者及び保育士等の双方の負担軽減を図ることを目的に、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組のためにかかる導入費用として、物品の購入費用等及び本補助金の申請等によって生じる事務負担増に係る費用に対して支援するものです。

(2) 補助対象施設

次に掲げる事項を実施している（申請年度以前から実施の場合も対象）、又は実施予定となっている施設が、対象となります。

※ 実施予定の場合は、年度内で本市が定める期間までの実施が条件（実施できなかった場合は補助金のお支払いができません。）

- ① 紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入
- ② 紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
- ③ 乳幼児全員分の着替え、又はスモックの用意及び洗濯
- ④ 布団（お昼寝用コット）カバー、又はタオルケット等の用意及び洗濯
- ⑤ 連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること）
- ⑥ その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

(3) 手続きについて

- ① 実施計画書の提出（5月～6月頃）

あらかじめ、負担軽減に資する取組の要件内容と購入する物品および費用について、計画書を提出していただきます。

- ② 本市の計画書承認通知発出（7月～8月頃）

実施計画書を審査し、結果を送付します。

- ③ 交付申請書兼実績報告書等の提出（9月～12月頃）

承認通知到達後、物品の購入及び設置並びに発注先業者への支払いを完了させ、交付申請書兼実績報告書や挙証資料を期日までに御提出ください。

※ 実施計画書どおりの履行でない場合は、補助の対象外となる可能性があります。

- ④ 審査・交付決定及び補助金の支出（12月～3月頃）

本市の審査完了後、交付決定通知書を送付しますので、請求書を御提出ください。内容が確認できましたら、順次、補助金を支出いたします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書の提出		計画書提出		6月末								
計画書承認通知				計画承認通知送付	8月中旬頃完了(予定)							
交付申請書兼実績報告書等の提出						補助対象事業実施完了		11月末				
						事業発注先への支払い完了後・交付申請書兼実績報告書等の提出			12月中旬提出			
補助金交付										申請書等の審査 交付決定・支払		

(4) 補助対象経費及び補助金交付額(予定)

別表1

補助対象経費	補助金額	補助上限額
1 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費	補助対象経費の合計額と補助上限額を比較し少ない額	左記補助対象経費の補助上限額 99万円
2 お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費		
3 折りたたみヘルメットの購入費		
4 大型炊飯器の購入費		
5 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費		

別表2

補助対象経費	補助金額
本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用	8万円

※ 別表1の申請にあたり、事務負担が発生している場合は、一律8万円を補助金額とします。

(5) その他留意事項

- ・ 補助事業の支出に対して、保護者負担を求めないでください。
- ・ 本事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けることはできません。
- ・ 本補助金は概算払いではありませんので、精算手続き等はありません。
- ・ 本事業に関するQ&Aを作成いたしましたので、併せて御確認ください。
- ・ 実績報告後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)を提出し、市へ報告ください。報告書に基づき、仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還いただきます。

- ・ 本補助金は、神奈川県が導入されていることから、県動向等によっては予告なく事業を終了することがあります。

(6) 申請案内

4月末頃を予定

→ [6.4【参考資料】川崎市手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金 Q&A 集](#)

6.5 定員超過補助者雇上費補助金

(1) 概要・目的

本補助金は、保育士の負担軽減を目的として、公定価格の基本分単価や、休憩休息保育士雇用費をはじめとする市加算運営費などの給付費に計上されない保育補助者等の雇用費を補助するものです。

(2) 対象施設

4月1日時点で、1～2歳の合計定員を超えて「一定割合」の受入を行う保育所

- ① 「一定割合」とは、108%以上とします。
- ② 条例及び要綱に規定する面積等の基準により、当該割合の受入れが困難な場合には、その面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- ③ 地域型保育事業の連携施設において3歳児の受入枠を確保している場合は、受入枠を確保した上で面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- ④ 入園辞退等により、保育園側が関与しえない事由で年度初日時点において108%に満たない場合には、特例として5月又は6月初日時点での受入れとなっても対象とします。

(3) 補助要件

次に掲げるいずれかに該当する者。

なお、本補助金が原則4月時点での超過受入を要件としている関係上、下記記載のとおり4月時点で最低1名は対象者が配置されていることが必要となります。また、対象者が給付費において、休憩休息保育士や年休代替保育士として計上されている場合や、他の補助金の対象者として認定されている場合は対象とできません。

保育補助者	(1) 保育士資格を有していない者 (2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者 (3) 4月から1歳から2歳までの利用定員を超えた受入れの保育補助に当たる者 (4) 年度を通じて子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない者
有資格 保育補助者	(1) 保育士として職場復帰を目指す保育士資格を有する者であって、現に保育士として就業していない者 (2) <u>採用から従事期間が1年を超えていない者</u> (3) 4月から1歳から2歳までの利用定員を超えた受入れの保育補助に当たる者 (4) 年度を通じて子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない者

保育補助者が保育士資格を取得した場合も、当該年度は保育補助業務を継続し、次年度以降に保育士として勤務することを目指しているような場合であれば、有資格保育補助者の要件は満たすものとして、引き続き当該年度の補助対象となり得ます。

(4) 補助上限額（令和7年度）

現時点で示されている国の補助単価に基づいているため、あくまでも予定の金額となります。

利用定員の区分	保育補助者の経験年数	補助基準額
利用定員が121人未満の施設の場合	3年未満	1,953,000円
	3年以上7年未満	2,441,000円
	7年以上	3,255,000円
利用定員が121人以上の施設の場合	3年未満	3,906,000円
	3年以上7年未満	4,882,000円
	7年以上	6,510,000円

※対象となる経費：保育補助者の雇上げに必要な報酬、給料、手当、賃金、共済費等

※保育補助者を複数配置している保育所においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定します。

(5) 補助金交付に係る年間スケジュール（予定）

おおまかな流れとして、概算で所要額を支払い、年度末に事業の執行額を確定した後、追加払い・返還などの精算を行います。

なお、交付額と執行額の増減に応じて、変更交付申請および実績報告の手続きが必要となります。交付決定通知の金額と、年度終了時点で確定する年間の人件費、補助基準額（上限額）を比較し、補助金が減額となる場合は、別途返還手続きが発生し、増額となる場合は、実績報告書と併せて変更交付申請を行う必要があります。



6.6 開設時入園前健康診断手当

(1) 概要・目的

本補助金は、保育所開設時に実施する入園前健康診断の際に、園医に対して支払う費用を補助するためのものです。

(2) 対象施設

新規開設保育所

(3) 対象施設

保育所開設前の3月末までに、入園前健康診断を実施し、嘱託医への報酬を支払っていることが要件となります。3月末までに完了しなかった場合は、本補助金は交付できませんので、ご注意ください。

【補助金交付に係る年間スケジュール】

	2月～3月上旬	～3月末	翌年度 4・5月
事業者	← 入園前健康診断の実施・嘱託医への支払い →		
	支払い後速やかに申請		
川崎市	交付申請の提出案内		事業者への支払い

【補助金額】

新しく保育所、認定こども園 を開設する場合	①川崎市保育園の民間移管の場合 ②認可外保育施設を保育所とする場合 ③幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合		①～③の いずれかに該当																															
	31人以上の定員増がない場合	31人以上の定員増がある場合 <small>※この場合は、何人増加したかにより 補助金額が決まりますのでご注意ください。</small>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員（人）</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～40</td> <td>32,100円</td> </tr> <tr> <td>41～60</td> <td>42,800円</td> </tr> <tr> <td>61～90</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>91～120</td> <td>64,200円</td> </tr> <tr> <td>121～150</td> <td>74,900円</td> </tr> </tbody> </table>	定員（人）	補助金額	～40	32,100円	41～60	42,800円	61～90	53,500円	91～120	64,200円	121～150	74,900円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員（人）</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～60</td> <td>21,400円</td> </tr> <tr> <td>61～180</td> <td>32,100円</td> </tr> <tr> <td>181～240</td> <td>42,800円</td> </tr> </tbody> </table>	定員（人）	補助金額	～60	21,400円	61～180	32,100円	181～240	42,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員増加人数</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31～40</td> <td>32,100円</td> </tr> <tr> <td>41～60</td> <td>42,800円</td> </tr> <tr> <td>61～90</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>91～120</td> <td>64,200円</td> </tr> <tr> <td>121～150</td> <td>74,900円</td> </tr> </tbody> </table>	定員増加人数	補助金額	31～40	32,100円	41～60	42,800円	61～90	53,500円	91～120	64,200円	121～150	74,900円
定員（人）	補助金額																																	
～40	32,100円																																	
41～60	42,800円																																	
61～90	53,500円																																	
91～120	64,200円																																	
121～150	74,900円																																	
定員（人）	補助金額																																	
～60	21,400円																																	
61～180	32,100円																																	
181～240	42,800円																																	
定員増加人数	補助金額																																	
31～40	32,100円																																	
41～60	42,800円																																	
61～90	53,500円																																	
91～120	64,200円																																	
121～150	74,900円																																	

補助金額については、次のとおり大きく2つに分けられます。

新規に保育所や認定こども園を開設する場合

- ①川崎市保育園の民間移管の場合、
- ②認可外保育施設を保育所とする場合
- ③幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合

①～③については「31人以上の定員増の有無」によってさらに区分が分かります。

新規に保育所や認定こども園を開設する場合や、①～③のいずれかに該当する場合で31人以上の定員増がない場合には、施設の定員ごとに補助金額が異なるのに対し、①～③のいずれかに該当する場合で31人以上の定員増がある場合についてのみ、定員の増加数に応じて補助金額が異なる点に御注意ください。

また本市ホームページに掲載されている「川崎市民間保育所等開設時入園前健康診断手当補助金交付要綱」及び「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱」を併せて御確認ください。

6.7 川崎市サテライト型小規模保育事業補助金

(1) 概要

本補助金は、連携支援コーディネーターを専任で設置し、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者と積極的に接続を行い、3歳児の児童の受け入れを重点的に行う事業を実施する施設について、必要経費の一部を補助するものです。

(2) 対象施設・申請方法

あらかじめ川崎市に事前協議のうえ届出をした施設のみが対象。

申請手続きや必要な書類等の詳細は、対象施設にのみ7月上旬頃案内を送付予定です。

6.8 施設整備借入金返済補助金

(1) 概要

施設の整備にあたり、予め市の了解を得て整備した社会福祉法人等が運営する施設について、その整備借入金の返済分の一部を補助するものです。

(2) 申請方法等

申請手続きや必要な書類等の詳細を、対象施設にのみ、6月中旬頃案内を送付予定です。

6.9 土地借地料助成金

(1) 概要

施設の整備にあたり、予め市の了解を得て整備した社会福祉法人等が運営する施設について、その整備借入金の返済分の一部を補助するものです。

(2) 申請方法等

申請手続きや必要な書類等の詳細を、対象施設にのみ5月中旬頃案内を送付予定です。

6.10 一時保育事業

(1) 概要

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が、就労や就学、病気のため、お子さんを家庭で保育できない場合に週3日を上限に、保護者に代わって一時的に保育する制度です。

就労、就学に限らず、週1日程度であれば、育児などに伴う心理的・肉体的負担軽減のリフレッシュを目的とした利用も認められます。

(2) 補助額

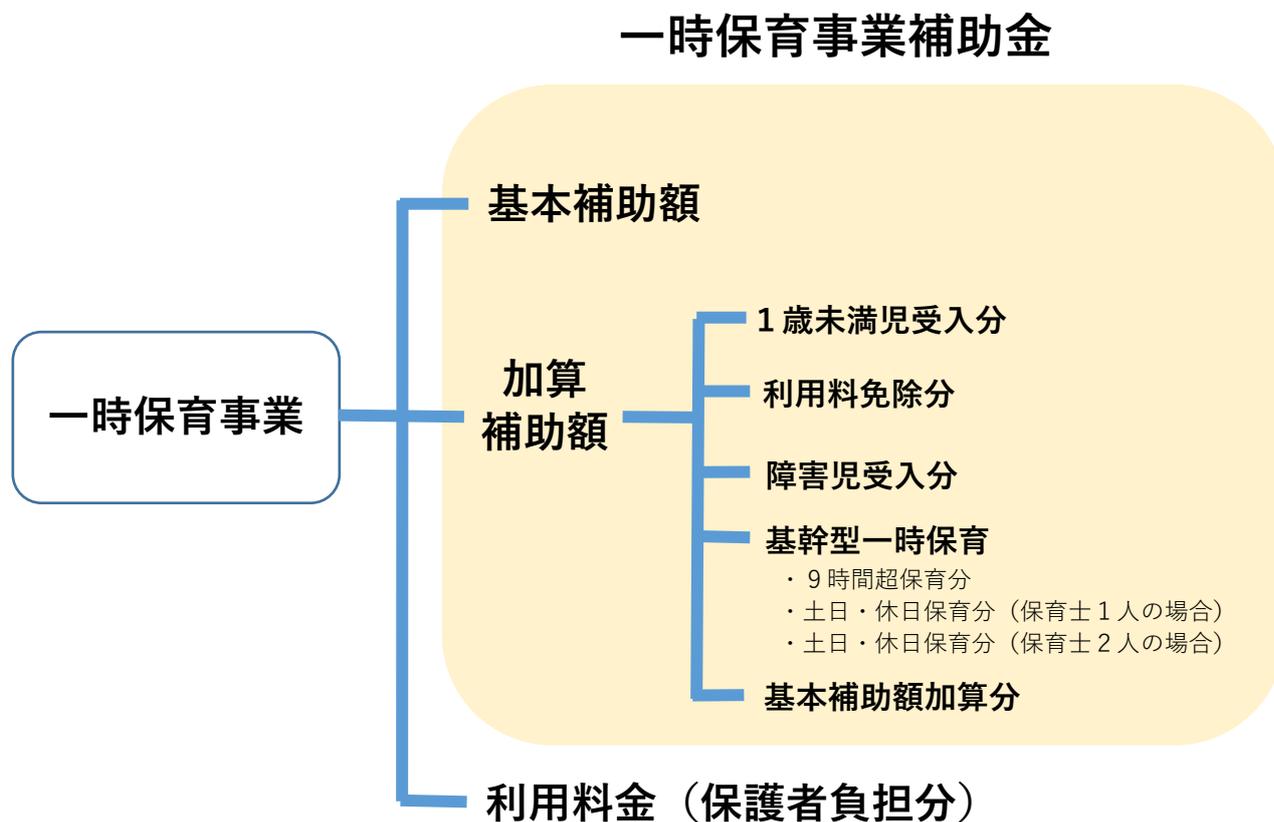
この補助金は、次の基本補助額と加算補助額から構成されます。

【基本補助額】

基本となる運営費を補助するもの

【加算補助額】

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、補助するもの



(3) 利用料の減免

利用料減免は、川崎市在住の利用者に限り適用され、①～⑦の要件に該当する場合、利用料が半額または無料となります。

また、生活保護世帯に限り、昼食代やおやつ代を、日額500円を上限に加算します。

【要件】（いずれかに該当すること）

- ① 生活保護世帯（昼食・おやつ代は500円を上限に加算）
- ② 非課税世帯（単身赴任等は除く）
- ③ 年収360万未満世帯（単身赴任等は除く）
- ④ 里親に委託されている児童
- ⑤ 児童扶養手当受給世帯
- ⑥ きょうだい減免
- ⑦ 多胎児

【申請方法及び申請書類】

「6.10【参考資料】一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧」にて確認してください。

（４）幼稚園児等が一時保育を利用する場合

一時保育は、基本的に認可保育所等に在籍のない児童が利用対象となります。幼稚園の長期休暇期間や、幼稚園の開所日が園の都合によりお休みになる場合に限り、利用することができます。ただし、きょうだい減免、多胎児減免を適用することはできません。

「認可保育所等（市外施設を含む）」について

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業

（５）基本補助額変更交付・実績報告（前年度分に関する手続き）

【基本補助額の変更交付申請】

年間利用児童数が当初見込みを上回る区分又は下回る区分となり、当初交付額が変更となる場合に一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書・利用実績表の提出が必要となります。

【実績報告】

一時保育を実施している施設については、提出が必要となります。

申請・報告書類	申請・報告期限
一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書（第8号様式）	3月31日付で 4月8日（水）まで
一時保育事業利用実績表	
一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書（第9号様式）	
一時保育事業実績報告書（第10号様式）	3月31日付で 4月末日まで

(6) 基本補助額交付申請（現年度分に関する手続き）

基本補助額申請については、(5)の第1四半期の加算補助額とともに7月上旬に申請してください。なお、申請時期や提出書類等については、別途メールにてお知らせする予定です。

	申請・報告書類	申請・報告期限
基本補助額	一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書（第5号様式）※1	4月1日付で申請 7月上旬
	一時保育事業利用見込表	
	一時保育事業予算書	
	一時保育担当職員名簿（要件緩和の時のみ）※2	

※1 一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書は要件緩和を適用する場合としない場合で申請書が異なりますので、ご注意ください。

※2 要件緩和を適用する場合のみ、一時保育担当者名簿が必要となります。

(7) 加算補助額の申請・利用状況報告（現年度分に関する手続き）

加算補助額は、3か月ごとに申請してください。加算補助額の申請と同じタイミングで、利用状況報告書の提出もお願いします。

	申請・報告書類	申請・報告期限
加算額補助	一時保育事業加算補助額交付申請書（第7号様式）	四半期ごとに申請 ・4月～6月…7月上旬 ・7月～9月…10月上旬 ・10月～12月…1月上旬 ・1月～3月…4月上旬
	一時保育事業加算補助額内訳書	
報告	一時保育事業利用状況報告書（第4号様式）	

→ [6.1【参考資料】一時保育事業補助金・加算補助額（利用料等の減免）に係る挙証資料一覧](#)

6.11 年度限定保育事業

(1) 事業の目的

- ① 待機児童の解消
- ② 保育所等入所保留児対応制度
- ③ 保育室の空きスペースの有効活用
- ④ 単年度限定の緊急一時預かりの実施

※ 単年度限定での保育事業となります。

(2) 対象児童

- ① 入所日時点で市内在住者※とする。
- ② 保育所等の入所保留者とする
- ③ 年度初日の前日時点で満1歳及び2歳の者とする。

※ 利用開始後、年度途中で市外転出となった場合に、「引き続き家庭における保育が困難」である場合は、市外在住者も対象とします。

保育が困難の判断は、転出先の支給認定証又は教育・保育給付認定決定通知書の写し、保留通知書の写し等の提出をもって行います。

(3) 実施要件

- ① 4月1日時点で定員割れが生じる見込みがあること。
- ② 他の入所児童と併せて面積基準を満たすこと。
- ③ 国の一時預かり事業の職員配置基準（詳細は次項参照）を満たすこと。
- ④ 事業の実施日・実施時間は通常保育と同一とし、朝・夕又は夕のみで2時間の延長保育を行うこと。
- ⑤ 入園前健診、定期健診、与薬及び災害共済給付制度加入等は通常保育と同様に行うこと。
- ⑥ 給食提供、除去食対応等も通常保育と同様に行うこと。

(4) 職員配置基準について

【国の一時預かり事業の職員配置基準による】

- ・ 必要保育士数は対象児童の人数に応じた年齢別配置基準により算出します。
1・2歳児6人まで→1人 7人から12人→2人
- ・ 保育士その他市の研修※を修了した者（ただし、半数以上は保育士）を配置する。
※ 子育て支援員研修をいいます。
- ・ 本来、対象児童が少ない場合でも職員数が2人を下回ることはできないが、本事業は通常の保育と一体的に運営がされており、通常の保育従事者の支援を受けられるため、上記の1人配置を可とします。

(5) 事業の実施協議及び届出

- ▼11月21日まで
実施協議書の提出×切
※協議事項は利用定員・利用保育室・職員体制・実費徴収額等
※添付書類として図面、職員名簿、事業計画書
- ▼11月21日～12月上旬
事業計画のヒアリング
- ▼1月上旬
実施可否の決定通知(並行して実施予定園として公表)
- ▼2月中旬
利用定員の最終決定

本手続までは終了しました

▼4月1日までに提出

- ・実施届出書(届出事項は協議事項に同じ)
- ・保育園舎及び園庭図面
- ・年度限定型保育事業用職員名簿(最新のもの)
- ・事業計画書

※届出書等の提出先は保育第1課 45hoiku@city.Kawasaki.jp

(6) 保護者の費用負担額

■基本保育料 (階層区分は前年度市民税額で決定し、1年間固定)

階層区分	基本保育料(月額)	第2子 基本保育料(月額)	第3子 基本保育料(月額)
A～B	20,000円	10,000円	0円
C1～C12	20,000円	10,000円	0円
C13～C18	40,000円	20,000円	0円
C19～C23	60,000円	30,000円	0円
C24～C25	80,000円	40,000円	0円

- ・月途中退所の場合は日割計算とする。
- ・保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、保育料が軽減される(多子減免の適用)。対象者については、3月下旬の保育料決定の際、実施施設に通知する。
- ・市民税非課税世帯等(A・B世帯)は、月額42,000円を上限に無償化となる。
- ・A・B階層の世帯における無償化対象額の徴収は、原則、法定代理受領によるものとする。

■延長保育料

延長区分	延長保育料(月額) ※補食代別
30分延長	1,000円
1時間延長	2,000円
1時間30分延長	3,000円
2時間延長	4,000円

※A・B階層の世帯の徴収は月の保育料42,000円(保育料及び延長保育料のみ)を上限に原則、法定代理受領によるものとする。

(7) 施設等利用費（保育料）法定代理受領の流れ

【概要】

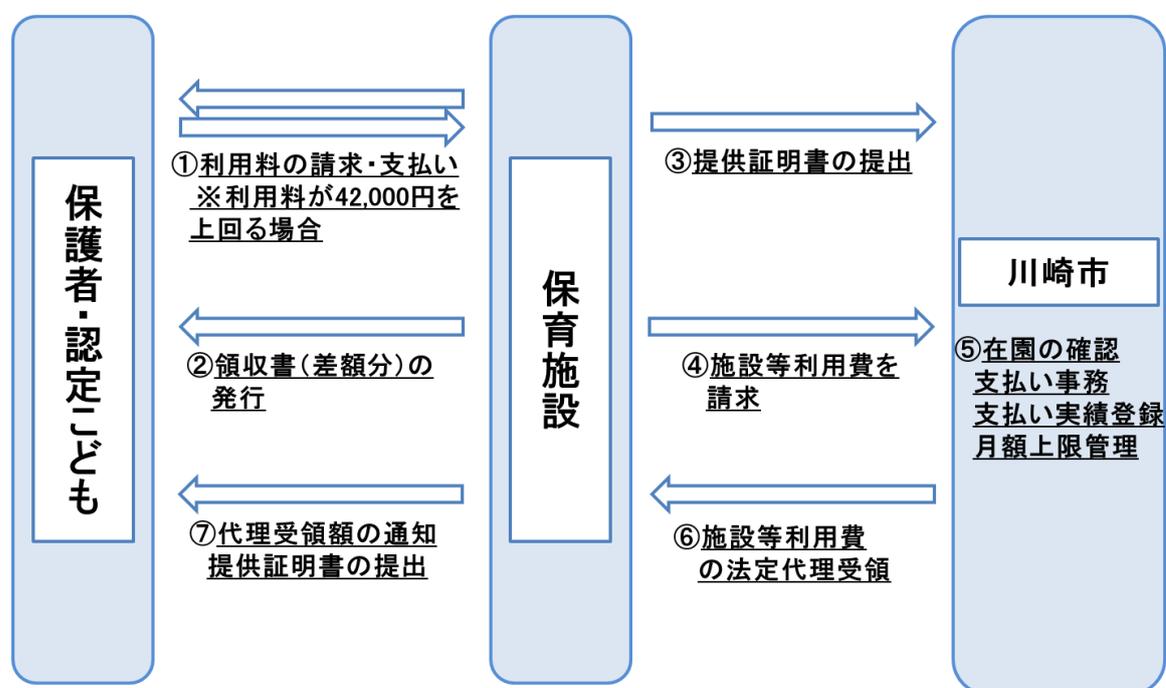
法定代理受領とは保護者が受け取る無償化給付分（42,000円が上限）を施設が代わりに受け取り、差額のみを保護者に請求するものです。

【対象者】

階層区分がA・Bに該当する世帯

【法定代理受領のポイント】

- ① 保育園は月の保育料（保育料及び延長保育料のみ）が42,000円を上回る場合に42,000円を差し引いた額を保護者から納入してもらいます。
- ② 保育園は川崎市（保育第1課）に対して提供証明書及び、施設等利用費請求書の提出により月の保育料（上限42,000円）を人数分川崎市に請求します。
- ③ 川崎市は施設等利用費請求書に基づき、審査・支払いを行います。
- ④ 保育園は保護者に対して、代理受領の通知及び提供証明書を渡します。



(8) 施設に給付する補助金の申請・交付手続

【基本補助額】

年度一括の概算・精算払とします。

申請日は **4月1日**

基本補助額交付申請書に利用児童数見込表、収支予算書を添付して保育第1課に提出

【加算補助額】（延長・障害・入園前健診の3種類）

実績が確定後、一括の請求とします。

申請日は、（延長・障害） **令和9年3月31日**

（入園前健診） **令和8年3月31日**

- ※ 加算補助額交付申請書に利用状況報告書を添付して保育第1課に提出してください。
- ※ 嘱託医への入園前健康診断手当については、令和8年3月31日までに支払いを終えてください。（申請日は、令和8年3月31日）
- ※ 入園前健康診断手当の補助金申請書提出期限：4月3日（締切厳守）

（9）施設に給付する補助金額

■基本補助額（階層区分は基本保育料と連動） （児童1人当り）

階層区分	基本補助額(月額)	第2子 基本補助額(月額)	第3子 基本補助額(月額)
A～B	164,000円	174,000円	184,000円
C1～C12	164,000円	174,000円	184,000円
C13～C18	144,000円	164,000円	184,000円
C19～C23	124,000円	154,000円	184,000円
C24～C25	104,000円	144,000円	184,000円

児童1人当たり(月額) 基本補助額 + 保育料 = 184,000円

※月途中退所の場合は日割計算とする。

※補助額は人事院勧告による公定価格の単価改定等により変更するものとする。

■加算補助額

【延長保育実施分】 （児童1人当り）

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	1,600円
1時間延長	3,200円
1時間30分延長	4,800円
2時間延長	6,400円

【障害児延長保育実施分】 （児童1人当り）

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	7,130円
1時間延長	14,260円
1時間30分延長	21,390円
2時間延長	28,520円

■加算補助額

【障害児保育費】 (児童1人当り)

障害区分	加算補助額(月額)
重度	285,400円
中度	228,320円
軽度	142,700円

※上記障害児認定を受けた児童が延長保育を利用した場合には別途加算あり

【入園前健康診断手当】 (児童1人当り)

加算補助額(1回)
2,000円

(10) 毎月の利用状況報告

実施施設は、毎月末日付けで、翌月5日までに利用状況報告書を保育第1課に提出してください。

【利用状況報告書の内容】

利用児童名、生年月日、クラス年齢、住所、利用期間、階層区分、障害区分、延長時間

※ 職員の配置状況については、雇用状況報告書により、給付費等の請求と併せて請求ソフトを用いて報告してください。

(11) 前年度実施施設基本補助額の変更交付、実績報告

【基本補助額の変更交付】(該当施設のみ)

申請日は3月31日とします。(4月中旬までに提出)

変更交付申請書に年間の利用状況報告書を添付して保育第1課に提出してください。

【実績報告】(全施設)

申請日は3月31日とします。(4月中旬までに提出)

実績報告書に年間の利用状況報告書及び集計表と収支決算書を添付して保育第1課に提出してください。(執行額が交付額を下回る場合、別途差額の戻入が必要となります。)

巻末 公定価格 別表第2（抜粋）

※ 以下については、令和7年度の内容になります。変更が生じる場合には別途通知にてお知らせします。

公定価格 別表第2

(令和7年度特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等より抜粋)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算 (区分1及び区分2)									
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定					保育短時間認定				
				基本分率値		基本分率値		加算率(注2)					加算率(注2)				
				(注1)		(注1)		(注1)	(a)	(b)	(c)	(注1)	(注1)	(a)	(b)	(c)	(注1)
16/100 地域	20人	2号	4歳以上児	139,140 (147,960)	109,780 (118,600)	+	1,370 (1,450)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	1,070 (1,150)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))			
			3歳児	147,960 (218,560)	118,600 (189,200)	+	1,450 (2,100)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	1,150 (1,800)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	218,560 (306,810)	189,200 (277,450)	+	2,100 (2,980)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.8(c))	1,800 (2,680)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	306,810 (277,450)	277,450	+	2,980	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))		2,680	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	21人から 25人まで	2号	4歳以上児	115,680 (124,500)	92,190 (101,010)	+	1,130 (1,210)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	900 (980)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	124,500 (195,100)	101,010 (171,610)	+	1,210 (1,860)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	980 (1,620)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	195,100 (283,350)	171,610 (259,860)	+	1,860 (2,740)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,620 (2,500)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	283,350 (259,860)	259,860	+	2,740	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,500	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	26人から 30人まで	2号	4歳以上児	100,240 (109,060)	80,660 (89,480)	+	980 (1,060)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	780 (860)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	109,060 (179,660)	89,480 (160,080)	+	1,060 (1,700)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	860 (1,500)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	179,660 (267,910)	160,080 (248,330)	+	1,700 (2,580)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,500 (2,380)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	267,910 (248,330)	248,330	+	2,580	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,380	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	31人から 35人まで	2号	4歳以上児	88,730 (97,550)	71,960 (80,780)	+	860 (940)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	690 (770)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	97,550 (168,150)	80,780 (151,380)	+	940 (1,580)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	770 (1,410)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.6(c))			
	3号	1・2歳児	168,150 (256,400)	151,380 (239,630)	+	1,580 (2,460)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,410 (2,290)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c))	(2.7(c))				
		乳児	256,400 (239,630)	239,630	+	2,460	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,290	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	36人から 40人まで	2号	4歳以上児	81,370 (90,190)	66,690 (75,510)	+	790 (870)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	640 (720)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.6(c))			
			3歳児	90,190 (160,790)	75,510 (146,110)	+	870 (1,510)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	720 (1,350)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.6(c))			
	3号	1・2歳児	160,790 (249,040)	146,110 (234,360)	+	1,510 (2,390)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,350 (2,230)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c))	(2.7(c))				
		乳児	249,040 (234,360)	234,360	+	2,390	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,230	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	41人から 45人まで	2号	4歳以上児	83,910 (92,730)	70,870 (79,690)	+	810 (890)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	680 (760)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	92,730 (163,330)	79,690 (150,290)	+	890 (1,530)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	760 (1,400)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.6(c))			
	3号	1・2歳児	163,330 (251,580)	150,290 (238,540)	+	1,530 (2,410)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,400 (2,280)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c))	(2.7(c))				
		乳児	251,580 (238,540)	238,540	+	2,410	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,280	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	46人から 50人まで	2号	4歳以上児	76,650 (85,470)	64,910 (73,730)	+	740 (820)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	620 (700)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	85,470 (156,070)	73,730 (144,330)	+	820 (1,460)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	700 (1,340)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.6(c))			
	3号	1・2歳児	156,070 (244,320)	144,330 (232,580)	+	1,460 (2,340)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,340 (2,220)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c))	(2.7(c))				
		乳児	244,320 (232,580)	232,580	+	2,340	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,220	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	51人から 55人まで	2号	4歳以上児	71,380 (80,200)	60,700 (69,520)	+	690 (770)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	580 (660)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	80,200 (150,800)	69,520 (140,120)	+	770 (1,400)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	660 (1,290)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	150,800 (239,050)	140,120 (228,370)	+	1,400 (2,280)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,290 (2,170)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	239,050 (228,370)	228,370	+	2,280	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,170	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	56人から 60人まで	2号	4歳以上児	67,170 (75,990)	57,380 (66,200)	+	650 (730)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	550 (630)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	75,990 (146,590)	66,200 (136,800)	+	730 (1,340)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	630 (1,240)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	146,590 (234,840)	136,800 (225,050)	+	1,340 (2,220)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,240 (2,120)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	234,840 (225,050)	225,050	+	2,220	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,120	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児	60,470 (69,290)	52,090 (60,910)	+	580 (660)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	500 (580)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	69,290 (139,890)	60,910 (131,510)	+	660 (1,270)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	580 (1,190)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	139,890 (228,140)	131,510 (219,760)	+	1,270 (2,150)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,190 (2,070)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	228,140 (219,760)	219,760	+	2,150	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,070	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児	55,520 (64,340)	48,180 (57,000)	+	530 (610)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.8(c))	460 (540)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	64,340 (134,940)	57,000 (127,600)	+	610 (1,220)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	540 (1,150)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	134,940 (223,190)	127,600 (215,850)	+	1,220 (2,100)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,150 (2,030)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	223,190 (215,850)	215,850	+	2,100	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,030	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児	51,610 (60,430)	45,080 (53,900)	+	490 (570)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	430 (510)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
			3歳児	60,430 (131,030)	53,900 (124,500)	+	570 (1,180)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.7(c))	510 (1,120)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))			
	3号	1・2歳児	131,030 (219,280)	124,500 (212,750)	+	1,180 (2,060)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))	1,120 (2,000)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	(2.7(c))				
		乳児	219,280 (212,750)	212,750	+	2,060	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))		2,000	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))					
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児	44,410 (53,230)	38,530 (47,350)	+	420 (500)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.9(c))	360 (440)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.9(c))			
			3歳児	53,230 (123,830)	47,350 (117,950)	+	500 (1,110)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))	440 (1,050)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))			
	3号	1・2歳児	123,830 (212,080)	117,950 (206,200)	+	1,110 (1,990)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	1,050 (1,930)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))				
		乳児	212,080 (206,200)	206,200	+	1,990	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))		1,930	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))					
	101人から 110人まで	2号	4歳以上児	42,260 (51,080)	36,920 (45,740)	+	400 (480)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.9(c))	340 (420)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.9(c))			
			3歳児	51,080 (121,680)	45,740 (116,340)	+	480 (1,090)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))	420 (1,040)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))			
	3号	1・2歳児	121,680 (209,930)	116,340 (204,590)	+	1,090 (1,970)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	1,040 (1,920)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))				
		乳児	209,930 (204,590)	204,590	+	1,970	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))		1,920	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))					
	111人から 120人まで	2号	4歳以上児	40,430 (49,250)	35,540 (44,360)	+	380 (460)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.9(c))	330 (410)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))			
			3歳児	49,250 (119,850)	44,360 (114,960)	+	460 (1,070)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))	410 (1,020)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))			
	3号	1・2歳児	119,850 (208,100)	114,960 (203,210)	+	1,070 (1,950)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	1,020 (1,900)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))				
		乳児	208,100 (203,210)	203,210	+	1,950	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))		1,900	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))					
	121人から 130人まで	2号	4歳以上児	38,890 (47,710)	34,370 (43,190)	+	360 (440)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.9(c))	320 (400)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))			
			3歳児	47,710 (118,310)	43,190 (113,790)	+	440 (1,060)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))	400 (1,010)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))			
	3号	1・2歳児	118,310 (206,560)	113,790 (202,040)	+	1,060 (1,940)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))	1,010 (1,890)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))				
		乳児	206,560 (202,040)	202,040	+	1,940	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))		1,890	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))					
	131人から 140人まで	2号	4歳以上児	37,590 (46,410)	33,400 (42,220)	+	350 (430)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.9(c))	310 (390)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c))	(2.8(c))			
			3歳児	46,410 (117,010)	42,220 (112,820)	+	430 (1,040)	×	(加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c))	(2.8(c))							

地域区分 (1)	定員区分 (2)	認定区分 (3)	年齢区分 (4)	減価償却費加算		賃借料加算				子一人保育推進加算			副食費徴収 免除加算 ※児童の徴収が 困難な場合 子どもの数に 加算 (5)	分置の場合 (7)
				加算額		加算額				加算率(注2)				
				標準	都市部 (3)	標準	都市部 (4)	(a)	(b)	(c)				
16/100 地域	20人	2号	4歳以上児	8,900	8,900	a地域	15,800	17,600	+ 26,470×加配人数	+ 260 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c)) ×加配人数	+ 4,900			
			3歳児			b地域	8,700	9,700						
	3号	1、2歳児			c地域	7,600	8,400							
		乳児			d地域	6,800	7,500							
	21人から 25人まで	2号	4歳以上児	7,500	7,800	a地域	12,900	14,400	+ 21,180×加配人数	+ 210 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c)) ×加配人数	+ 4,900			
			3歳児			b地域	7,100	7,900						
	3号	1、2歳児			c地域	6,200	6,900							
		乳児			d地域	5,500	6,200							
	26人から 30人まで	2号	4歳以上児	6,200	6,800	a地域	10,900	12,200	+ 17,650×加配人数	+ 170 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c)) ×加配人数	+ 4,900			
			3歳児			b地域	6,000	6,700						
	3号	1、2歳児			c地域	5,200	5,800							
		乳児			d地域	4,700	5,200							
	31人から 35人まで	2号	4歳以上児	6,200	5,900	a地域	10,200	11,400	+ 15,120×加配人数	+ 150 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c)) ×加配人数	+ 4,900			
			3歳児			b地域	5,600	6,200						
	3号	1、2歳児			c地域	4,900	5,400							
		乳児			d地域	4,400	4,900							
	36人から 40人まで	2号	4歳以上児	5,400	6,000	a地域	9,800	10,900	+ 13,230×加配人数	+ 130 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c)) ×加配人数	+ 4,900			
			3歳児			b地域	5,400	6,000						
	3号	1、2歳児			c地域	4,700	5,200							
		乳児			d地域	4,200	4,600							
41人から 45人まで	2号	4歳以上児	4,800	5,300	a地域	9,200	10,300	+ 11,760×加配人数	+ 110 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	5,100	5,800							
3号	1、2歳児			c地域	4,400	4,900								
	乳児			d地域	3,900	4,400								
46人から 50人まで	2号	4歳以上児	4,900	5,400	a地域	8,800	9,800	+ 10,590×加配人数	+ 100 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	4,800	5,400							
3号	1、2歳児			c地域	4,200	4,700								
	乳児			d地域	3,800	4,200								
51人から 55人まで	2号	4歳以上児	4,500	4,900	a地域	8,000	8,900	+ 9,620×加配人数	+ 90 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	4,400	4,900							
3号	1、2歳児			c地域	3,800	4,200								
	乳児			d地域	3,400	3,800								
56人から 60人まで	2号	4歳以上児	4,100	4,500	a地域	7,200	8,100	+ 8,820×加配人数	+ 80 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	4,000	4,400							
3号	1、2歳児			c地域	3,500	3,800								
	乳児			d地域	3,100	3,400								
61人から 70人まで	2号	4歳以上児	3,500	3,900	a地域	6,300	7,100	+ 7,560×加配人数	+ 70 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	3,500	3,900							
3号	1、2歳児			c地域	3,000	3,400								
	乳児			d地域	2,700	3,000								
71人から 80人まで	2号	4歳以上児	4,000	4,400	a地域	7,100	7,900	+ 6,610×加配人数	+ 60 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	3,900	4,300							
3号	1、2歳児			c地域	3,400	3,800								
	乳児			d地域	3,000	3,400								
81人から 90人まで	2号	4歳以上児	3,500	3,900	a地域	6,300	7,100	+ 5,880×加配人数	+ 50 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.2(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	3,500	3,900							
3号	1、2歳児			c地域	3,000	3,400								
	乳児			d地域	2,700	3,000								
91人から 100人まで	2号	4歳以上児	3,200	3,500	a地域	5,500	6,200	+ 5,290×加配人数	+ 50 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.9(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	3,000	3,400							
3号	1、2歳児			c地域	2,600	2,900								
	乳児			d地域	2,400	2,600								
101人から 110人まで	2号	4歳以上児	3,500	3,800	a地域	6,100	6,800	+ 4,810×加配人数	+ 40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.3(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	3,300	3,700							
3号	1、2歳児			c地域	2,900	3,200								
	乳児			d地域	2,600	2,900								
111人から 120人まで	2号	4歳以上児	3,200	3,500	a地域	5,500	6,200	+ 4,410×加配人数	+ 40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	3,000	3,400							
3号	1、2歳児			c地域	2,600	2,900								
	乳児			d地域	2,400	2,600								
121人から 130人まで	2号	4歳以上児	2,900	3,200	a地域	5,100	5,700	+ 4,070×加配人数	+ 40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	2,800	3,100							
3号	1、2歳児			c地域	2,400	2,700								
	乳児			d地域	2,200	2,400								
131人から 140人まで	2号	4歳以上児	3,200	3,500	a地域	5,500	6,200	+ 3,780×加配人数	+ 30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.4(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	3,000	3,400							
3号	1、2歳児			c地域	2,600	2,900								
	乳児			d地域	2,400	2,600								
141人から 150人まで	2号	4歳以上児	3,000	3,300	a地域	5,400	6,000	+ 3,530×加配人数	+ 30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.2(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	2,900	3,300							
3号	1、2歳児			c地域	2,500	2,800								
	乳児			d地域	2,300	2,500								
151人から 160人まで	2号	4歳以上児	2,800	3,100	a地域	4,800	5,400	+ 3,300×加配人数	+ 30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	2,600	2,900							
3号	1、2歳児			c地域	2,300	2,500								
	乳児			d地域	2,000	2,300								
161人から 170人まで	2号	4歳以上児	3,000	3,300	a地域	5,400	6,000	+ 3,110×加配人数	+ 30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	2,900	3,300							
3号	1、2歳児			c地域	2,500	2,800								
	乳児			d地域	2,300	2,500								
171人以上	2号	4歳以上児	2,800	3,100	a地域	4,800	5,400	+ 2,940×加配人数	+ 20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 4.0(c)) ×加配人数	+ 4,900				
		3歳児			b地域	2,600	2,900							
3号	1、2歳児			c地域	2,300	2,500								
	乳児			d地域	2,000	2,300								

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	施設長を配置していない場合			土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合
				処遇改善等加算（区分1及び区分2）			月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	
				加算率（注2）	(a)	(b)					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
16/100地域	20人	2号	4歳以上児	29,070 +	290 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.9 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 2/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$	⑬～⑯（⑰を除く。） ×別に定める調整率	
		3号	3歳児								
	21人から25人まで	2号	4歳以上児	23,260 +	230 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.9 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	26人から30人まで	2号	4歳以上児	19,380 +	190 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 1.9 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	31人から35人まで	2号	4歳以上児	16,610 +	160 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	36人から40人まで	2号	4歳以上児	14,530 +	140 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	41人から45人まで	2号	4歳以上児	12,920 +	120 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	46人から50人まで	2号	4歳以上児	11,630 +	110 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	51人から55人まで	2号	4歳以上児	10,570 +	100 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	56人から60人まで	2号	4歳以上児	9,690 +	90 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
	61人から70人まで	2号	4歳以上児	8,300 +	80 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$		
		3号	3歳児								
71人から80人まで	2号	4歳以上児	7,260 +	70 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$			
	3号	3歳児									
81人から90人まで	2号	4歳以上児	6,460 +	60 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$			
	3号	3歳児									
91人から100人まで	2号	4歳以上児	5,810 +	50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.2 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$			
	3号	3歳児									
101人から110人まで	2号	4歳以上児	5,280 +	50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 5/100$			
	3号	3歳児									
111人から120人まで	2号	4歳以上児	4,840 +	40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.3 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 6/100$			
	3号	3歳児									
121人から130人まで	2号	4歳以上児	4,470 +	40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.1 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 6/100$			
	3号	3歳児									
131人から140人まで	2号	4歳以上児	4,150 +	40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 6/100$			
	3号	3歳児									
141人から150人まで	2号	4歳以上児	3,870 +	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.5 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 6/100$			
	3号	3歳児									
151人から160人まで	2号	4歳以上児	3,630 +	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.3 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 6/100$			
	3号	3歳児									
161人から170人まで	2号	4歳以上児	3,420 +	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.2 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 6/100$			
	3号	3歳児									
171人以上	2号	4歳以上児	3,230 +	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.0 (c))	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 1/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 3/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 4/100$	$\frac{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}{⑪+⑫} \times 6/100$			
	3号	3歳児									

加算部分 2

主任保育士専任加算	㉑	基本額 (269,290 + 2,690 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 4.9 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	㉒	A 基本額 (52,030 + 520 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.5 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B 基本額 (34,680 + 340 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.7 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	㉓	基本額 (48,100 + 480 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.2 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
処遇改善等加算 (区分3)	㉔	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算(区分3)－① 49,020 × 人数A ・処遇改善等加算(区分3)－② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める。
冷暖房費加算	㉕	1 級 地 1,950 4 級 地 1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地：寒冷地手当別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当別表に規定する4級地に 該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に 掲げる地域以外の地域 その他地域：1級地～4級地及び激変緩和地域以外の地域
		2 級 地 1,740 激 変 緩 和 地 域 1,020	
		3 級 地 1,710 そ の 他 地 域 120	
除雪費加算	㉖	6,510	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉗	164,780 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
高齢者等活躍促進加算	㉘	400時間以上 800時間未満 476,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満 793,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
		1200時間以上 1,111,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算	㉙	160,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉚	要件Ⅰ・Ⅱを満たす場合 40,380 ÷ 3月初日の利用子ども数	※1 3月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 要件Ⅰ～Ⅲについては、別に定める。
		要件Ⅰ～Ⅲを満たす場合 317,130 ÷ 3月初日の利用子ども数	
栄養管理加算	㉛	A 基本額 (79,950 + 790 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.4 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる 職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 (50,000 + 500 × (加算率 (a) + 加算率 (b))) ÷各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉜	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(注2) 処遇改善等加算(区分1及び区分2)の加算率において、(a)は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件(令和7年こども家庭庁告示第4号)附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、(c)は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

